

研究テーマ

「みどりの保全・活用」

～里地里山に出会えるまち・三芳～



【目次】

提言概要図	1
1 はじめに	2
2 研究の目的と対象	
2.1 研究の目的	2
2.1.1 三芳町の現状について考察	
2.1.2 三芳町のみどりの将来像について	
2.2 研究の対象	3
3 三芳町の特徴	
3.1 三芳町の歴史	3
3.1.1 原始・古代	
3.1.2 中世・近世	
3.1.3 江戸時代	
3.1.4 近代・現代	
3.2 三芳町の地域別歴史の特徴	4
3.2.1 三富新田地割と多福寺	
3.2.2 北永井の鷹場	
3.2.3 川越街道の松・杉並木	
3.2.4 こぶしの里	
3.3 三芳町の特徴＝資産	5
4 三芳町のみどりの現状	
4.1 三芳町の緑被地の変化	7
4.2 地目別面積の変遷	8
4.3 みどりに対する町民意識調査	9
4.4 三芳町の緑地等保全状況	13
4.4.1 埼玉県ふるさと緑の景観地	
4.4.2 埼玉県自然環境保全地域	
4.4.3 三芳町指定保存樹林	
5 三芳町のみどり関連計画、みどり関連事業	

5.1	総合振興計画、都市計画マスタープラン等の位置付け	16
5.1.1	総合振興計画の概要	
5.1.2	総合振興計画におけるみどりの位置付け	
5.1.3	都市計画マスタープランの概要	
5.1.4	都市計画マスタープランにおけるみどりの位置付け	
5.2	緑の基本計画について	18
5.2.1	緑の基本計画の内容	
5.3	みどりに関する町事業	22
5.3.1	緑地保全事業	
5.3.2	緑化推進事業	
5.3.3	公園施設管理事業	
5.3.4	その他のみどりに関する施策	

6 国・県のみどりの法制度等

6.1	国土交通省みどり政策	23
6.1.1	緑の基本計画	
6.1.2	緑地保全地区制度	
6.1.3	特別緑地保全地区制度	
6.1.4	管理協定制度	
6.1.5	緑化地域制度	
6.1.6	緑地協定制度	
6.1.7	市民緑地制度	
6.1.8	地区計画等緑化率条例制度	
6.2	農林水産省みどり政策	39
6.2.1	農業振興地域の整備に関する法律	
6.2.2	農業者戸別所得補償制度	
6.2.3	六次産業化法	
6.3	環境省みどり政策	40
6.3.1	自然環境保全法	
6.3.2	自然再生推進法	
6.3.3	エコツアー推進法	
6.3.4	環境保全活動・環境教育推進法	
6.4	埼玉県のみどり政策	42
6.4.1	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	
6.4.2	埼玉県広域緑地計画	

- 6.4.3 ふるさとの緑の景観地
- 6.4.4 市民管理協定制度
- 6.4.5 里の山守活動支援事業
- 6.4.6 緑化計画届出制度
- 6.4.7 くぬぎ山自然再生事業
- 6.4.8 彩の国みどりの基金
- 6.4.9 さいたま緑のトラスト運動

7 三芳町のみどりの保全と活用の課題

- 7.1 地域別課題 51
 - 7.1.1 上富地域
 - 7.1.2 北永井地域
 - 7.1.3 藤久保・みよし台地域
 - 7.1.4 竹間沢地域
- 7.2 三芳町の課題 53

8 三芳町みどりの将来像のビジョンへの提案

- 8.1 三芳町みどりのコンセプト 54
- 8.2 三芳町のみどりの将来像 54

9 三芳町みどりの政策とアクションプラン

- 9.1 特別緑地保全地区制度の活用 55
- 9.2 さいたま緑のトラスト地への申請 56
- 9.3 みどりの『わ』プロジェクト 57
 - 9.3.1 思い出記念植樹
 - 9.3.2 香り豊かな花いっぱい運動
 - 9.3.3 みよしみどりの『わ』フェスタ
- 9.4 みんなで・まもる・みどりプロジェクト 59
 - 9.4.1 制度概要
 - 9.4.2 土地所有者等のメリット
- 9.5 倉庫、資材置場等の緑化・修景義務化 60
 - 9.5.1 緑化計画書の届出
 - 9.5.2 緑化基準
 - 9.5.3 緑化完了報告書の届出
 - 9.5.4 既存条例への追加

9.5.5 緑化・修景義務の必要性	
9.6 みよしっ子学習プロジェクト	63
9.6.1 制度概要	
9.6.2 期待される効果	
9.7 緑化推進協議会の設置	65
9.7.1 協議会名称	
9.7.2 協議会の構成	
9.7.3 期待される効果	
9.8 三芳町緑ぬくもり基金の充実	66
9.8.1 三芳町ぬくもり基金とは	
9.8.2 基金の必要性	
9.8.3 基金の活用方法	
9.8.4 基金の充実による効果	
10 研究活動を終えて	68

提言概要図

【研究内容】

① 現状調査・分析

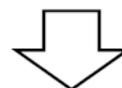
- ・土地利用の変遷（迅速測図、固定資産概要調書等）
- ・緑に関する町民意識（平成15年実施アンケート結果）
- ・三芳町のまちづくり構想、緑に関する計画等
- ・国、県、町の緑に関する制度



② 町のみどりの保全と活用の課題



③ 三芳町みどりの将来像（ビジョン）の提案



【提言内容】

① みどりの『わ』プロジェクト

② みんなで・まもる・みどりプロジェクト

③ 倉庫・資材置場等の緑化・修景義務化

④ みよしっ子学習プロジェクト

⑤ 緑ぬくもり基金の充実

⑥ 緑化推進協議会の設置

1. はじめに

三芳町の町民憲章には、「わたしたちは、武蔵野の自然に恵まれた三芳町を愛し、人間性豊かな住みよいまちをつくるため、この憲章を定めます」と記されている。続けて、「1 みどり豊かな自然を育て、美しいまちをつくります。」と書かれている。上富には農業遺産があり、300年間に亘り循環型農業を継続維持している地域がある。町内を散策すると、工場や倉庫に隣接して雑木林や畑が残り、ケヤキの大木の並木道もある。どこか懐かしい風景に出会えるまちが三芳町である。

三芳町の住民の多くはみどり、特に雑木林に愛着をもち、将来に残すべき大切なものと思っている。長い期間でみると都市計画や時々の経済情勢、地権者の諸事情もあり、雑木林や畑が減少し、道路や市街地、倉庫に変わっている。今後も開発が行われ、工場や倉庫の建設が進み、町が活性化していくことは避けることはできないことである。

わたしたちは、今後も継続すると予測される開発と保全の均衡を取りながら、これまで維持されてきた三芳町のみどりを、将来の子供たちへ大切なものとして、引き継いでいかなければならない財産であるとの思いから、出来るだけ具体的な内容とすることを心がけてまとめた。また、この機会に住民の皆様に生活の身近にあるみどりの重要性を認識してもらい、自分たちでみどりを守り、育てる機運を醸成出来ればと思っている。近年、地球温暖化問題などでみどりの保全、活用に関心が高まっているときに三芳町の資産ともいべきみどりを守り育てることは、首都圏における三芳町の価値を高めるものとも期待している。

2. 研究の目的と対象

2.1 研究の目的

研究の目的は、三芳町におけるみどりの保全、緑化推進のための政策提言である。三芳町のみどりの将来像とみどりを保全し、更に緑化を推進していく方策について提言をする。そのために以下のようなテーマについて検討を実施した。

2.1.1 三芳町の現状について考察

(1) みどりの位置づけ

三芳町にとって町内の様々な資産や観光資源などの中で、みどりはどのような位置づけにあるのか考察する。また、多くの政策課題の中でみどりの保全、緑化の重要度、緊急度について考察する。

(2) 三芳町のみどりの変遷について

過去から三芳町のみどりがどのような変遷を経て、現状の姿になったのか。みどりが減少した原因は何か。どの地域のみどりが減少しているのかなどの解明をする。

(3) みどりを保全し、緑化を推進するに際して様々な課題について

みどりを保全し、緑化を推進するためには様々な課題がある。法制度の問題、住民の理解や協力、資金のことなど諸課題がある。これらを克服するための方策について考察をする。

2.1.2 三芳町のみどりの将来像について

(1) 三芳町のみどりの将来像

三芳町の地域の特色に応じて、それぞれみどりの将来像を検討し提言する。さらに全体として統一感のあるみどりのビジョンをまとめる。

(2) 保全や緑化の具体的な方法・方策を提言

今後、みどりを保全し、緑化を推進していくときの具体的な方法や方策を提言する。提言の優先度は実現の容易性と実効性で判断する。

(3) みどりの保全、緑化推進と開発の均衡

三芳町にとって交通の利便性が増し、工場や倉庫の進出が促進され、ひいては人口が増加することは望ましいことである。その結果、いずれかのみどりが減少していくのも事実である。開発の推進と均衡をとりつつみどりの保全、緑化の推進を行う具体的な方法・方策を提言する。

(4) 住民の理解と協力

みどりの保全、推進のためには地域の企業も含めた住民の理解と協力が必要である。そのためにどのような仕組みづくりをしていくか提言をする。

2.2 研究の対象

みどりの対象は、三芳町の雑木林、農地、川、公園、並木道、学校、住宅の植栽などとし、公共用地、民有地を問わずすべてのみどりを研究の対象とする。また、平成 17 年度に策定され、平成 32 年度を目標年次としている「三芳町緑の基本計画」に関しては計画の内容を参考にしつつ、今回の研究結果を踏まえ現状に即した実現性の高い提言をする。

3. 三芳町の特徴

3.1 三芳町の歴史

三芳の特徴を知る上で、まず三芳町の成り立ちについて調査した。以下のとおりである。

3.1.1 原始・古代

三芳の時代は、約3万年前の旧石器時代にさかのぼることが「藤久保東遺跡」や「藤久保東第2遺跡」から発掘された石器により明らかにされた。また藤久保の「俣埜遺跡」からは縄文時代の竪穴住居跡や土器、竹間沢の「本村南遺跡」から弥生時代の「方形周溝墓」などが発掘され、早くから住んでいた人達のくらしが伺える。また平安時代になると、みよし台一帯には、瓦や壺などの焼窯が発見されている。

3.1.2 中世・近世

この三芳のある武蔵野は見渡す限りの草原野であった。鎌倉武士が馬を走らせたと言われる「鎌倉街道」が、藤久保と竹間沢に残っている。又、竹間沢には、中世の貴重な文化財や、板碑などの他、多くの地名が残されている。

3.1.3 江戸時代

三芳の地域が本格的に開発されたのは江戸時代になってからである、荒れ果てた武蔵野台地の開発が進み最後まで残されていた原野にも開墾の鋤が入った。元禄7年(1694年)、川越藩主柳沢吉保による「三富新田開拓」が実施され、現在でも三芳の主要な位置を占める上富が姿を現した。そして上富143戸、中富48戸、下富50戸、計241戸の新しい三村が誕生した。

3.1.4 近代・現代

明治19年(1884年)、三芳4か村は、藤久保、北永井、竹間沢が藤久保連合戸長役場に、上富が南永井村連合戸長役場のもとに置かれ、もともと三富といわれたうちの上富が切りはなされ、又竹間沢においても、水子、針ヶ谷、館等から切りはなされ、明治22年(1889年)4月1日の町村制施行により、上富村、北永井村、藤久保村、竹間沢村の4村が合併して、三芳村が誕生した。4村の戸数444戸、人口2,829人で発足した。以来、長期間に亘り、純農村地帯として歩んだ。昭和40年代からは、高度経済成長と共に、首都圏30km内の地としてベッドタウン、流通の基地として、著しい変貌を遂げ、人口急増、工業、商業の進出、発展により、昭和45年(1970年)に町制を施行、今日に至っている。

3.2 三芳町の地域別歴史の特色

3.2.1 三富新田地割と多福寺

上富地域に代表される特色として、三富新田開拓地割がある。川越藩主、柳沢吉保の胆入りで開拓された三富新田の開拓当時の地割(県指定旧跡)が、現在も当時の面影を伝えている。約1,000町歩もあった萱野を、短冊形の地割と共に、家敷地、耕地、平地林の位置取りを統一(中国の宋代の王安石の「阡陌の法」を範したと言われる)したもので、現在の循環型農業が確率された。開拓に合せ、開拓者たちの心の寄りどころとなる「多福寺」が建立され、信仰心と連帯感を育むよりどころとなった。多福寺から続く平地林の中には、

木の宮地蔵も建立された。

3.2.2 北永井の鷹場

北永井地域には、江戸時代には鷹場が設けられ、鷹狩りが行なわれた。江戸から5里（約20km）四方の外側に尾張、水戸、紀州の鷹場がこの地域に設けられた。船津家の北永井村名主は「御鷹場御預御案内役」という任務を尾張藩から命ぜられ、約100年間に亘って、三芳地域及びその周辺の鷹場を管理した。

3.2.3 川越街道の松・杉並木

藤久保地域を代表する歴史として、江戸・川越城下を結ぶ街道として整備され、現在は国道254号線川越街道として町の中央部を通る。寛永年間（1624～1643年）に整備されられ、昭和40年代までは樹齢百数十年と言われた松並木、杉並木が続いていたが、現在はわずかに残る松の古木に、往時の面影がみられる。又、川越街道の東側には、鎌倉武士たちが「いざ鎌倉」と馬を走らせた「鎌倉街道」が藤久保と竹間沢地区にあり、板碑、板石塔婆や村落の分布図なども残る。

3.2.4 こぶしの里

竹間沢地域を代表する特色として、こぶしの里がある。原始・古代より人々と深いかわりをもって来た湧き水を中心に、崖線林には、春はこぶしの白い花、初夏にはホタルの淡い光を愛で、秋の紅葉、冬は落葉の絨毯と麗らかな木漏れ日と四季の自然を堪能させてくれる。

3.3 三芳町の特徴＝資産

三芳町の中には、三芳町の歴史に関わる遺跡や風景が残されている。そのいずれもみどりと深く関わっている。三芳町の一番の特徴は、みどりが多いことである。三芳町は首都圏30キロ圏内に位置している。（図表1）都心に近い場所でありながらみどりが多く残っているという大変貴重な町である。三芳町に近隣する市町の、地目別土地面積における山林比率（図表2）を比較しても、三芳町の総面積に占める山林面積率は抜きん出ているのがわかる。首都圏30キロ圏内で里地・里山を感じる原風景に出会える三芳町のみどりは、町の資産であり、町の強みである。

図表1 首都圏 30 キロ圏内位置図



図表2 近隣市町 地目別土地面積

市町村	総面積 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	山林 (ha)	山林面積 比率 (%)
三芳町	1,530	—	580.7	153.6	10.0
ふじみ野市	1,467	88.9	225.9	39.3	2.6
富士見市	1,970	456.6	238.1	18.5	0.9
川越市	10,916	2,151.9	1,833.4	394.8	3.6
所沢市	7,199	4.2	1,789.7	491.2	6.8
新座市	2,280	432.1	983.3	100.4	4.4
狭山市	4,904	125.0	1,179.3	336.4	6.7

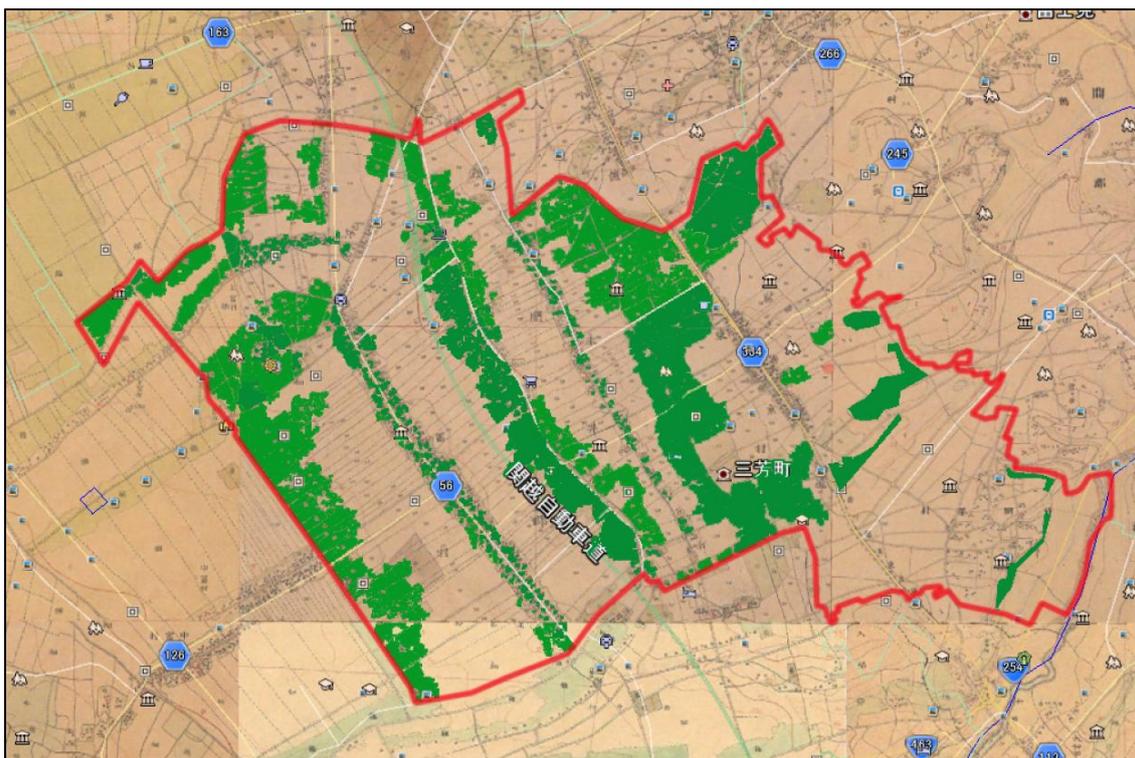
4. 三芳町のみどりの現状

三芳町のみどりの現状について考える。過去の地図との比較や統計データから、みどりが減少していった原因について考察し、課題を明らかにする。また、三芳町民がみどりについて何を望んでいるかや、現時点で担保されているみどりについても述べる。

4.1 三芳町の緑被地の変化

約 130 年前の、明治 19 年（1886 年）に完成した迅速測図に基づき、山林部分を抽出して着色したものが図表 3 である。迅速測図とは、1880 年（明治 13 年）に陸軍卿・山縣有朋によって地図作成が命じられたもので、関東地方は土地の利用法が分かるようにフランス式彩色がされており、当時の土地利用法を示す資料となっている。注目すべきは、上富の三富地割の雑木林、北永井・藤久保地域にまたがる広範囲に山林が残っていることが分かる。当時の三芳町域の山林面積は、30%に当たる 461ha もあり、まさに「武蔵野」の風景そのものであった。

図表 3 迅速測図からみる三芳の緑被地



『迅速測図』より作成

現在の三芳町の土地利用は、都市計画法第 6 条に基づく平成 24 年度三芳町都市計画基礎調査をもとに色分けしたものが図表 4 である。上記の図表 3 と比較して、全体的に著しくみどりが減少していることが分かる。特に北永井から藤久保にかけての広大な山林が、

ほとんど宅地へと変わってしまった。平成 24 年度の三芳町の山林面積は、町の 10%、およそ 150ha となっている。しかしながら、上富地域においては三富新田の地割が 320 年経った今もなお残っている。この柳沢吉保により開拓された三富新田という歴史的文化的に大変貴重な景観としてのみどりは、三芳町の財産として何としても今後も守っていくべきものである。

図表 4 現在の土地利用図からみる三芳の緑被地



『平成 24 年度三芳町都市計画基礎調査』より作成

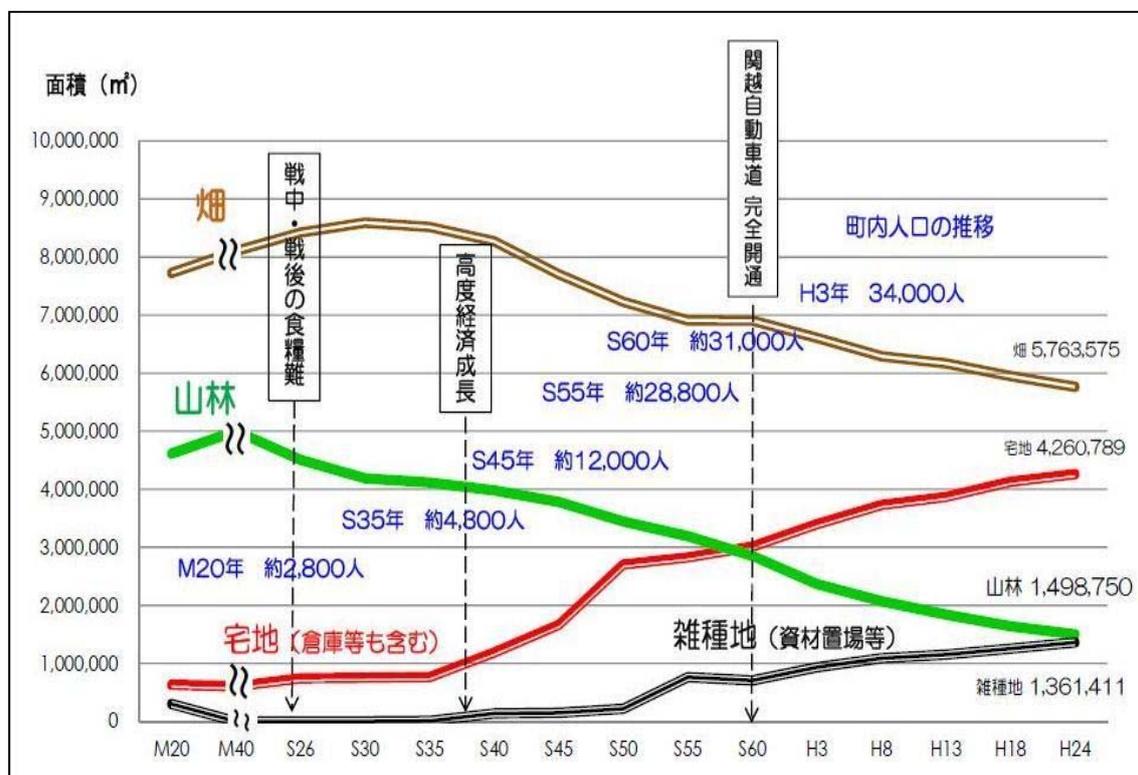
4.2 地目別面積の変遷

歴史民俗資料館資料と固定資産税の概要調書より、120 年間の土地の地目別面積の変化をグラフにしたものが図表 5 である。宅地には、住宅地だけでなく、工場倉庫・店舗・事業所等の敷地を含んでいる。雑種地は、主に資材置場や貸駐車場など開発された土地を意味する。

山林の減少は、既に明治 40 年（1907 年）から始まる。昭和 30 年代前半までは、山林が減少しに畑が増加している。これは、戦中・戦後の食糧難のため、山林を開墾して畑を増やしたことによる。次の大きな変化は、昭和 30 年代から始まる高度経済成長期である。都心のベッドタウンとして、三芳町においても住宅開発が進み、その結果、法による制限のない山林が減少していった。この市街化の傾向は、特に藤久保地域で顕著であった。昭和 44 年（1969 年）には、三芳の人口は 1 万人に達し、交通の便もよくなる中、三芳に住宅を求め人や事業所の進出が急増した。昭和 60 年（1985 年）には、関越自動車道が新潟方

面まで完全開通し、それまで開発の進んでいなかった上富や北永井地域の山林に、流通関係の事業所や工場・倉庫が進出した。

図表5 地目別土地利用の変遷

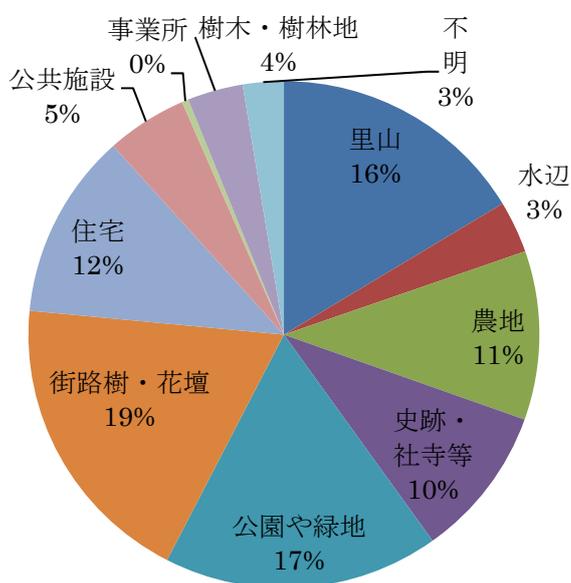


資料) 三芳町税務課「固定資産概要調書」、資料館研究紀要「くらしとれきし」

4.3 みどりに対する町民意識

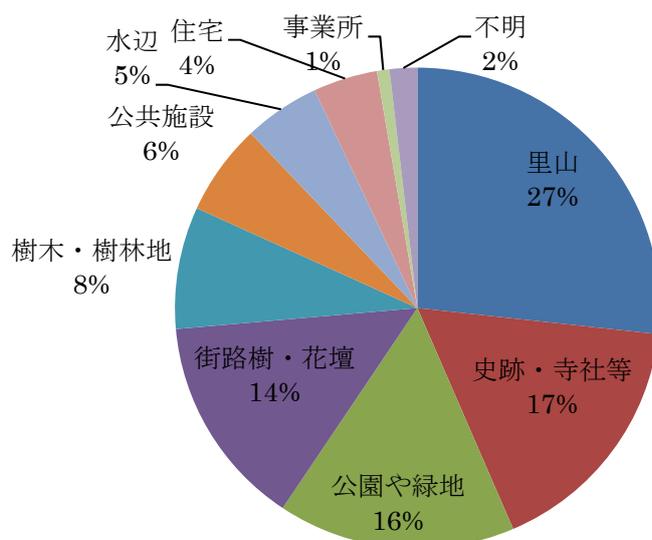
図表6は、平成15年(2005年)に行われた緑に関する町民アンケートの一部抜粋したものである。このアンケートは住民が日頃からみどりに関して考えていること、感じていることを把握するため、町内に居住する2,000世帯を対象として実施されたものである。なお、回答者は966人(回収率48.3%)、地域区分は上富91人(9%)北永井175人(18%)藤久保511人(53%)竹間沢84人(9%)みよし台85人(9%)不明20人(2%)であった。このアンケート結果の概要は図表6のとおりである。

図表 6 - 1 あなたが日ごろ親しみを感じているみどりは何ですか。



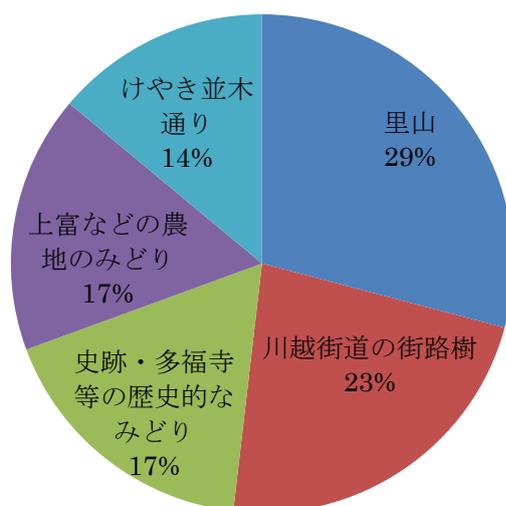
親しみを感ずるみどりで最も多かったのは「街路樹・花壇のみどり」で19%である。次いで「公園や緑地のみどり」の17%と「里山のみどり」の16%である。地域によっては、上富・北永井地域は「里山のみどり」藤久保・竹間沢・みよし台地域では「街路樹・花壇のみどり」や「公園や緑地のみどり」と地域の特性が表れている。

図表 6 - 2 あなたが残しておきたいと思われるみどりは何ですか。



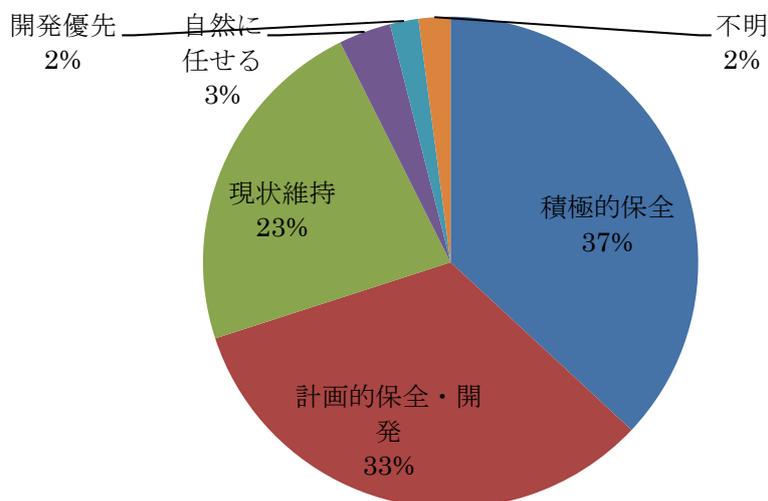
残しておきたいみどりで最も多かったのは「里山のみどり」の27%。次いで「史跡・社寺の歴史的なみどり」及び「公園や緑地のみどり」が16%であった。どの地域でも「里山のみどり」が多く選ばれているが上富地域が最も多く選ばれていた。また、上富地域では「史跡・社寺等の歴史的なみどり」を残しておきたいと思う人が多く、その他の地域は「史跡・社寺の歴史的なみどり」「公園や緑地のみどり」「街路樹・花壇のみどり」に3分されている。

図表6-3 あなたが最も三芳町らしいと感じるみどりは何ですか。



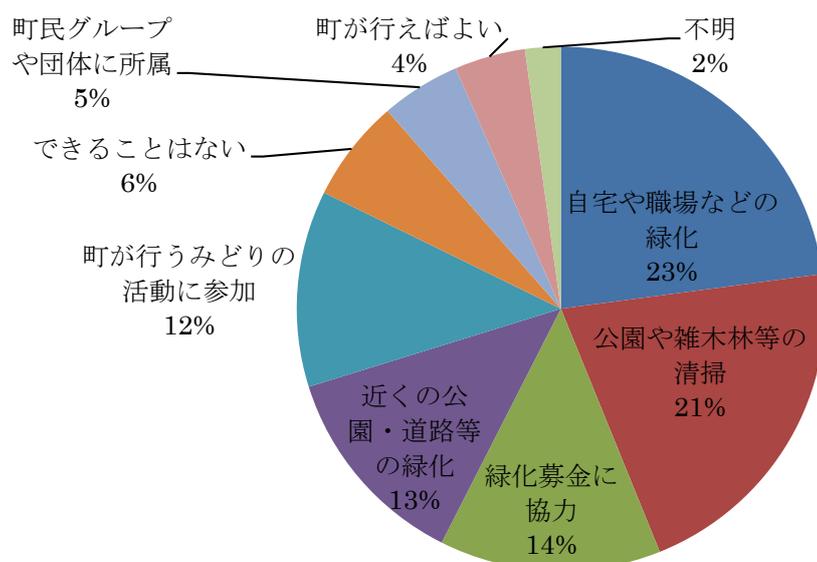
三芳町らしいみどりの1位は「里山のみどり」29%。次いで「川越街道の街路樹」23%「史跡・多福寺等の歴史的なみどり」17%「上富などの農地のみどり」17%「けやき並木通り」14%となっている。

図表6-4 あなたは里山や農地などの「自然のみどり」の保全についてどのようにしていくべきだと思いますか。



自然のみどり」の保全について全体の 37%の人が「積極的に保全していくとともに増やしていく」方がいいと考えており、次に「保全すべき区域や開発する区域を決め、計画的に保全や開を行う」ことがいいという人が 33%であった。約半数の人が保全を望んでいる。

図表 6 - 5 今後、みどりのまちづくりを進めていくうえで、あなたならどのような活動に参加や協力することができますか。



活動に参加や協力できるのは「自宅や職場などの緑化」が 23%と多く、次いで「近くの公園や雑木林等の清掃」が 21%となっている。また「近くの公園・道路等の緑化」や「緑化基金に協力」、「町が行うみどりの活動に参加」も 12~14%である。その一方で、「参加や協力できることはない」や「町が行えばよい」と回答している人も 10%となっている。

アンケート結果のまとめ

- ・ 里山、農地と社寺等の緑の評価が高く、保全する必要がある
- ・ 身の回りのみどりが減少し質が低下しておるため、良質のみどりの創出が必要である
- ・ 里山などの保全は積極的に保全する必要がある
- ・ 残しておきたいみどりは、里山、史跡
- ・ 緑化活動等への参加は自宅や会社などの身近な緑化、公園、雑木林の清掃

4.4 三芳町の緑地等保全状況

三芳町のみどりは国・県・町の制度によって保全地域として指定している。指定指定地域はそれぞれの制度による規制で開発行為に対し一定の制限が設けられ、土地所有者には維持管理のために助成金なども交付されている。

【町内の緑地保全制度一覧】

- ・ 埼玉県ふるさと緑の景観地（県制度）
- ・ 埼玉県自然環境保全地域（県制度）
- ・ 三芳町指定保存樹林（町制度）

4.4.1 埼玉県ふるさと緑の景観地

「ふるさとの緑の景観地」「ふるさとの並木道」「ふるさとの森」は、埼玉県「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく制度であり、埼玉らしさを感じさせる樹木を中心としたすぐれた風景を形成している地域をそれぞれ知事がふるさとの緑の景観地として指定するものである。指定された地域は、木竹の伐採、一定規模以上（高さ 10m 及び床面積の合計 200 m²）の建築物等の新・改・増築、土地の形質変更等を行う場合は、知事への事前届出を必要とする。土地所有者には維持管理のために県から助成金が交付されている。三芳町で現在指定を受けているのは次のとおり 4ヶ所である（図表 7）

図表 7 「ふるさとの緑の景観地」「ふるさとの並木道」の指定状況

名称	所在地	規模	助成内容
上富ふるさと緑の景観地	三芳町大字上富	約 86,000 m ²	固定資産税相当分＋ 1 m ² 当たり 9 円
上富中西ふるさと緑の景観地	三芳町大字上富	約 86,000 m ²	固定資産税相当分＋ 1 m ² 当たり 9 円
上富地区ふるさとの並木道	三芳町大字上富	246 本	本数×1,000 円
竹間沢地区ふるさとの森	三芳町大字竹間沢	約 14,000 m ²	固定資産税相当分＋ 1 m ² 当たり 9 円

4.4.2 埼玉県自然環境保全地域（埼玉県自然環境保全条例）

自然的社会的条件からみてその区域における自然環境を保全することが必要な区域を知事が指定するものである。指定された地域は一定規模（建築物は高さ 10m 又は床面積の合計 200m²）を超えている建築物の新・改・増築、宅地の造成や土地の開墾等土地の形質変

更、鉾物土石の採取等を行う場合は、知事への届出を必要とする。土地所有者には維持管理のために県および町より助成金が交付されている。三芳町で指定を受けているのは次のとおりである。また町もこの地域に対し助成をしている。(図表8)

図表8 多福寺県自然環境保全地域の指定状況(町も指定)

保全地域	所在地	面積	助成金
三芳町多福寺 県自然環境保全地域	三芳町大字上富	約 150,000 m ²	県 1 m ² 当たり 1 円+ 1 地権者 2,000 円 町 1 m ² 当たり 3 円

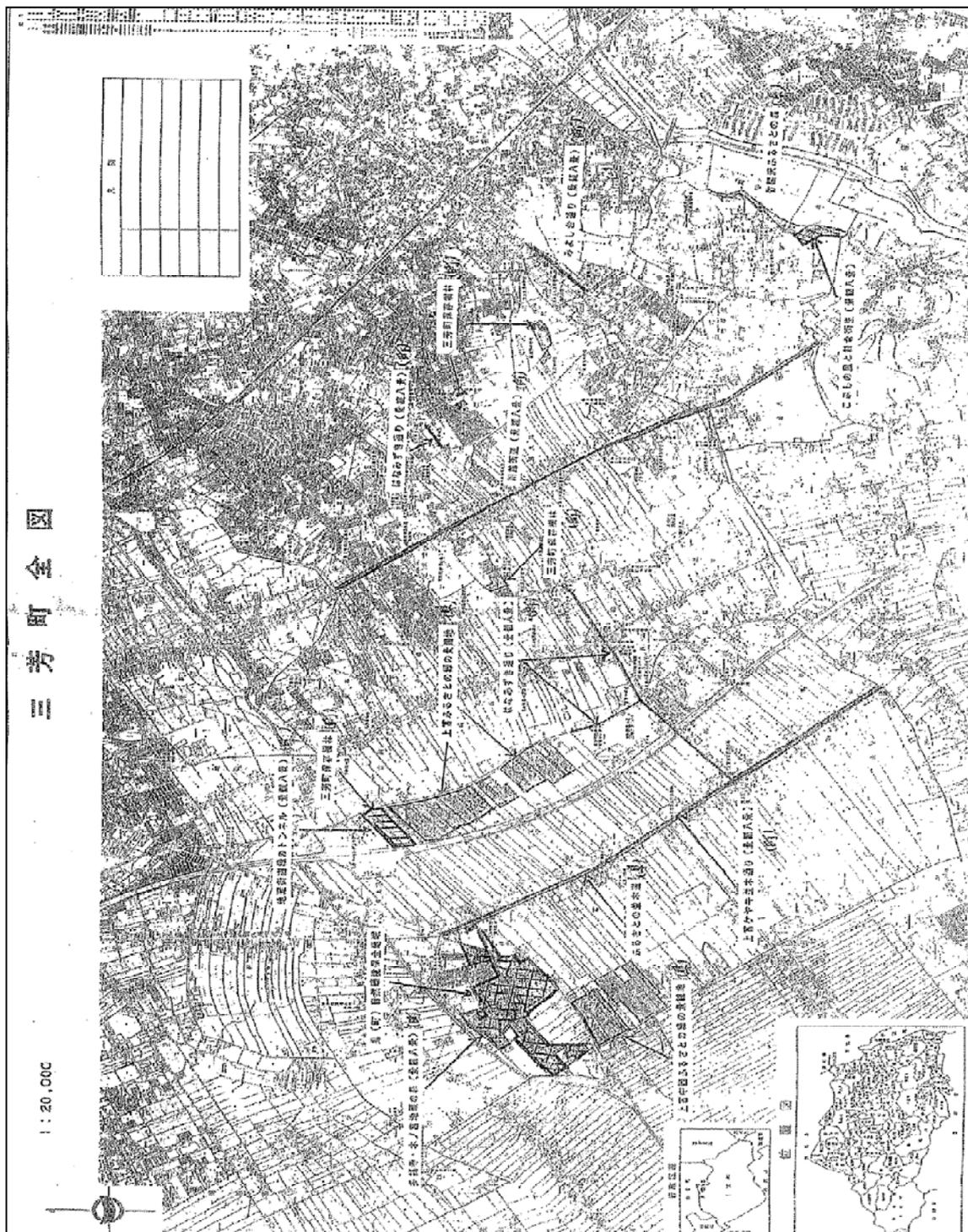
4.4.3 三芳町指定保存樹林

三芳町では、自然環境の現状を確保するため保存樹林を指定している。保存樹林は「三芳町みどりの保護育成及び活用に関する条例」による制度であり、美観上優れている樹木の集団を選定し維持管理の助成をしている。選定にあたり、面積が市街化区域内は 300 m² 以上、市街化調整区域内では、1,000 m² 以上であることを条件とし、樹木の所有者・占有者による同意を必要とする。指定期間については、特別保存樹木及び保存樹林は 10 年、保存樹林については 5 年となり、市街化区域内は年額 1,500 円/100 m²、市街化調整区域内では年額 500 円/100 m²の助成金を交付している。現在の指定状況は次のとおり 2ヶ所である。(図表9)

図表9 三芳町保存樹林指定状況

地域	所在地	面積	助成金
地蔵街道緑のトンネル一帯	三芳町大字上富	19,194 m ²	95,970 円 (平成 23 年度実績)
藤久保中・唐沢小東側一帯	三芳町大字藤久保	7,385 m ²	36,925 円 (平成 23 年度実績)

図表 10 町内の緑地保全等指定状況



5. 三芳町のみどり関連計画、みどり関連事業

5.1 総合振興計画、都市計画マスタープラン等の位置づけ

ここでは町のみどりに関連する計画を確認する。まちづくりの指針となる総合振興計画、都市計画マスタープランにおけるみどりの位置付けを調査する。またみどりの保全、緑化推進の政策提言をするにあたり、現在、町が策定し進めているみどりに関する計画を研究し、実現の容易性と実効性を検討し、優先度を判断する参考とした。

5.1.1 総合振興計画の概要

総合振興計画とは、県の長期計画に基づき、三芳町における長期的な展望と将来のまちづくり像を実現するための基本的な計画である。三芳町では平成 17 年度に第 3 次総合振興計画の計画期間が終了し、平成 18 年度より第 4 次総合振興計画の計画期間となった。

第 4 次総合振興計画は「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」の三つで構成される。「基本構想」はまちの将来像や目標に到達するための基本方針を明らかにし、施策の基本的な方針を示す。「基本計画」は「基本構想」で定めた基本方針を受け、まちの将来像や目標を実現するための施策を分野別に体系化したものである。

「基本構想」と「基本計画」の計画期間は平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間である。「実施計画」は各年度の情勢を踏まえて、総合的に計画を判断するため、計画期間は 3 年間とし、毎年度のローリング方式により実効性の高い計画を行う。

5.1.2 総合振興計画におけるみどりの位置付け

「基本構想」では、第 3 次総合振興計画で目標とした「ひと みどり ぬくもり のまち」を引継ぎ発展させ、「みんながつくる みどり いきいき ぬくもり のまち」を町の将来像としている。住民が高く評価し、将来のまちのイメージとして浮かび上がっているみどりを、第 3 次総合振興計画の 10 年間に引き続き、第 4 次総合振興計画でも将来像として定めている。第 4 次総合振興計画における町の将来像としてのみどりは、住民の財産として子孫に引き継いでいく姿を描いている。

将来像を実現させるために、5 つの基本方針（施策の大綱）が定められている。みどりの施策については、5 つの基本方針のうちの 1 つである「みどり豊かで安心のまちづくり」に位置づけられる。またみどりに関連する施策は基本方針の他に、特に重点的に取り組むべき施策である重点施策（プロジェクト）にも取り上げられている。重点施策の 1 つである「みどりプロジェクト」は、みどりと人とが共生する環境づくりを推進するプロジェクトであり、公園・緑地の整備や三富新田を始めとする歴史的景観の保全など推進する。みどりに関する施策が基本方針の 1 つの柱としてあることから、三芳町の総合振興計画における将来構想を描く上で、みどりを保全・活用は重要な位置付けにあるといえる。

次に「基本計画」におけるみどりの位置付けを述べる。上記の基本方針「みどり豊かで

安心のまちづくり」の中で、みどりに大きく関連する「基本計画」は「都市整備と自然環境」と「道路」である。「都市整備と自然環境」は、快適な生活を提供するための住環境の整備を推進しつつ、自然環境の保全や緑化も推進し、潤いあるまちづくりの形成を図るものである。「都市整備と自然環境」には5つの項目があり、それぞれ現状と課題から今後の施策を述べている。みどりに関する施策には、三富開拓地割遺跡を構成する宅地林・農地・平地林等を始めとする歴史的景観の保全や住民の潤いの場である都市公園の設置・整備、施設の緑化や生垣の設置など新しい緑の創出などがある。

次に、「みどり豊かで安心のまちづくり」の施策体系の一つである「道路」では、道路環境の快適化を推進するとともに、植栽等による緑化等も掲げている。「道路」には2つの項目があり、みどりに関する施策としては「自然環境の保全と景観形成」で取り上げられている街路樹の設置が挙げられる。「基本計画」における緑は、歴史的景観の保全の他に、三芳町における新たな開発を行う上で積極的に緑を設置していくよう位置付けられているといえる。

5.1.3 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランは、第3次総合振興計画の目標である「ひと みどり めくもり のまち」を実現するために、地域の実情を反映させた都市計画の基本的な方針を定めたものである。都市計画マスタープランは平成4年（1992年）に公布された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称である。目標年次は2020年としている。都市計画マスタープランは上記の総合振興計画に即する内容となっている。

都市計画マスタープランには、その役割の一つに都市づくりの将来像を示すことがある。都市計画マスタープランでは総合振興計画の将来像を実現させるために、その将来像を「やすらぎと活力あるみどり豊かな都市」と定めた。この将来像を実現するための構想として「全体構想」と「地域別構想」の二つがある。

「全体構想」では都市構造を2つに大別している。一つは上富地区、北永井地区からなる「農業活性化推進地域」、二つ目は藤久保地区、みよし台地区、竹間沢地区の3地区からなる「市街化推進地域」である。「農業活性化推進地域」では幹線道路を活かした都市環境整備を進めながら、緑や歴史的景観を将来に残していく地域と考える。「市街化推進地域」では利便性の高い郊外住宅都市づくりを基本としつつ、市街地の再整備に連動した公園整備、緑の再生などに努める地域である。また上記二つの地域を並木道によりネットワーク化（緑のネットワーク）し、潤いのある都市づくりを進めることとしている。さらに将来都市像を実現するための「全体構想」には、部門別に整備方針が定められている。部門別の整備方針には、土地の利用区分や都市施設ごとに都市計画の整備方針がある。

「地域別構想」は全体構想で示された方向性を踏襲し、それぞれの地域の特性を考慮した具体的な地域づくりの指針である。「地域別構想」では上富地区、北永井地区、藤久保地区、みよし台地区、竹間沢地区の5つの各行政地区ごとに、都市整備の構想を定めている。

それぞれの現状と特色を活かした将来の都市構造を描き、その実現に向けた各課題を挙げている。

5.1.4 都市計画マスタープランにおけるみどりの位置付け

「全体構想」にある「農業活性化推進地域」と「市街化推進地域」にはそれぞれ、みどりを考慮した将来都市構造の特色がある。「農業活性化推進地域」では、多福寺や旧島田家周辺の保存林の活用を図る。「市街化推進地域」では、新たな公園整備や緑地の再生を進めること、また藤久保地区においては地下水や雨水を利用した木陰のある広い水の公園の計画を検討している。次に部門別の将来整備方針をみると、みどり豊かな都市を実現するための方針として、各所にみどりの保存・活用に関する構想が描かれている。土地利用における整備方針をみると、農用地の環境保全型農業の推進や森林の公有化や並木の保全がある。また柳瀬川の環境美化や、雨水・井戸水を利用した水辺の創出という「緑と水のうるおいネットワークづくり」も推進している。

「地区別構想」では5つの行政区ごとに構想がある。「地区別構想」も、みどり豊かな都市という将来像を実現するための構想であるから、各地区ごとにみどりに関する目標・課題がある。上富地区においては農用地や森林の保全のみならず、多福寺や関越自動車道三芳パーキングエリアを中心とした公園の設置計画がある。北永井地区においては開発を抑制することにより、残されたみどりを保全していくことが課題となる。藤久保地区では都市の利便性を高めながらも公共施設や子供広場の緑化等によりみどりの再整備を図る。竹間沢地区では、こぶしの里を含む緑豊かな自然により、のどかな農村風景と調和した住宅地区を将来の目標としている。みよし台地区では残された緑を保全していくことで、美しい市街地景観づくりを努めることとしている。

上記の地域地区ごとに分かれた緑を全町的なイメージとするために緑のネットワークがある。幹線道路に沿った緑のネットワーク並木道と自然環境保護ゾーンを設定し、地域の各地に点在している公園・緑地などの潤いの空間を繋いでいくことが将来の都市構想として描かれている。都市計画を推進した結果としての目標に豊かな緑が明記されており、都市計画マスタープランにおいてみどりは、全町的に取り組むべき課題として位置付けられていることがわかる。また地区ごとに現状と課題を細分化することにより、みどりを前提とした特色あるまちづくりを描いていることが受け取れる。

5.2 緑の基本計画について

次に町のみどりの保全・緑化推進方針等が策定されている「三芳町緑の基本計画」について調査する。

5.2.1 緑の基本計画の内容

(1) 緑の基本計画の概要

緑の基本計画は、都市緑地法（第4条）に根拠を置くものであり、三芳町における歴史的景観や自然環境の保全、オープンスペースの創出など、「みどり」の役割を効果的に発揮させるための指針となる計画である。

「三芳町緑の基本計画」は、「三芳町都市計画マスタープラン」に示された公園・緑地整備や都市景観形成、「三芳町緑のマスタープラン」に定められた政策を効果的かつ一体的に行うことや、町民の緑に対するニーズの変化に合わせて、緑全般の長期計画を策定することを目的としている。緑の基本計画は「三芳町総合振興計画」を実現するためのマスタープランとして位置づけられ、「三芳町都市計画マスタープラン」と整合した内容であるとしている。

（2）対象とする緑、緑地の定義

緑の基本計画において対象とする「みどり」は以下の内容としている。

- ・ 山林、雑木林（平地林）、原野
- ・ 社寺境内林、屋敷林
- ・ 農地、牧草地
- ・ 公園、広場（植栽されていない部分も含む）
- ・ 学校、道路などの公共・公益施設のうち、緑化された部分
- ・ 住宅、工場などのうち、緑化された部分

また緑の基本計画における「緑地」は都市緑地（施設緑地）と地域制緑地とに分類される。ここで都市緑地とは施設整備を通じて緑の保全・創造を図るもので、都市公園などをいい、地域制緑地とは緑地保全のための法律や条例による土地利用規制等を通じて緑地の保全・創造を図るものをいう。

（3）地域・地区区分の設定

緑の基本計画算定にあたり、地域の特性に応じた計画とするため地域区分及び地区区分を設定する。地域・地区区分は、「都市計画マスタープラン」との整合を図る。具体的には、地域を「農村活性化推進地域」と「市街化推進地域」の2つに区分する。地区は「上富地区」、「北永井地区」、「藤久保地区」、「竹間沢地区」、「みよし台地区」の5つに区分される。

（4）総合的な課題の整理

緑の基本計画では、現状を踏まえた上で、総合的な課題の整理を行っている。総合的な課題は以下の5つに大別される。

①緑の保全活用に係わる課題

緑の保全活用の課題として、川越街道やけやき通り、上富地区の平地林と農地等の緑の骨格を成す緑の保全や、こぶしの里の湧き水や柳瀬川等の水辺の保全がある。

②緑化推進に係る課題

緑化の推進については、街路樹や身近な公園、街角のみどりを増やすことが住民から望まれている。よって道路整備に併せた街路樹や沿道緑化の推進、市街地内の緑化推進、緑化のPRやボランティアの活動支援、緑化啓発のイベントの開催や公共公益施設の緑化等が課題であるとしている。

③緑地整備に係る課題

緑地整備の課題には、市街地内公園の適正配置と整備、緑の拠点のネットワークの充実、斜面の環境整備や既存公園の機能充実がある。

④環境に係る課題

環境への課題として、現在都市化の進行により減少している平地林の積極的な保全・再生をはやるとともに、市街地に残る平地林を利用していくことが必要であるとしている。

⑤住民参加に係る課題

現在、住民の意識調査において緑のまちづくりは関心が高いにもかかわらず、緑のまちづくりの活動に参加したことがないという住民が多い。そこで緑化活動への町民、企業等の参加・協力の推進や、公園・雑木林等の維持管理への住民参加の推進を図ることが課題となる。

(5) 緑地の保全及び緑化の目標

緑地の保全および緑化において、将来的にも維持発展させていくために、まちづくりの方向性として以下の3つの基本方針がある。

- 歴史の中で創られた緑をまもり、緑豊かな快適なまちづくり
- 緑の基盤による潤いのあるまちづくり
- 緑と人のふれあいによる豊かな人づくりができるまち

また上記の基本方針をもとに、緑の基本計画で目指す緑の将来像を「みどりが育むうるおいと豊かさのあるまち 三芳」とした。緑の将来像は、区域、軸、核、緑を創る拠点、ネットワークを形成する緑の5つからイメージ付けられる。

(6) 計画のテーマ

緑の将来像である「みどりが育むうるおいと豊かさのあるまち 三芳」は次の4つの柱から構成される。

① 歴史の中で創られた緑をまもる

町域西側には歴史的遺産としての多福寺や三次独特の新田集落景観が広がる。また市街地に点在する平地林を始めとする森林は古くから町民に郷土の緑として親しまれてきたものである。ここでは、これらの緑の保全・再生を図り、また三芳町の魅力や個性として育成・活用し、自然と共生するまちづくりを進める。

② 潤いのあるまちとするための緑の基盤をつくる

都市における緑とオープンスペースは良好な地域環境を形成し、特に公園・緑地については市街地における緑の基盤となる。緑の基盤はまちの潤いを創ることや自然とのふれあいの場であることなど様々な役割が期待され、その適性かつ弾力的な配置が必要であるとしている。

③ 身近な緑をふやす

人々の暮らしの中に存在する花や緑は、四季や自然の生命を感じさせてくれる。快適なまちづくりに欠かせない身近な緑を創り出していく事により、花と緑のあふれる美しいまちづくりを進めていく。

④ 緑を育てる仕組みをつくる

都市に緑を創出し、育成していくために、地域コミュニティ活動を基盤とした町民の創意工夫に基づく緑のまちづくりを推進する。このために、町民と行政が一体となって緑化活動を行える基盤づくりを行う。

①環境保全系統 ②レクリエーション系統 ③防災系統 ④景観構成系統

(7) 緑地の方針

緑地の方針は段階的に4つに大別して方針付けられている。

1つ目は「4つの視点からみた緑地の配置方針」として以下の四つの系統ごとに、緑の配置方針が定められている。

上記4つの系統別配置計画を受け、2つ目の緑地方針である、総合的な緑地の配置方針を定めている。

①都市の骨格を形成する緑地の配置 ②重要な緑地の配置 ③広域的な緑の配置
④身近な緑の配置 ⑤ネットワークの形成

3つ目の緑地方針には、都市公園等施設緑地の整備目標及び整備方針を定めている。都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地を、現在の施設状況を考慮して、新たな施設の配置を提案している。

4つ目の緑地方針には、地域制緑地の指定目標及び指定方針が定められている。現在、法律、条例または協定により指定されている緑地を整理し、新たな指定による緑の保全を検討する。

5.3 みどりに関する町事業

三芳町のみどりに関連する代表的な事業として緑地保全事業、緑化推進事業、公園施設管理事業がある。これら事業における内容は下記のとおりである。(平成23年度決算額)

5.3.1 緑地保全事業

主に町が指定している保存樹林等の枯れ枝除去作業を行い、樹木の保全及び事故防止を行う。また保存樹木の診断業務、賠償責任保険の加入、保存樹林や自然環境保全地域に指定されている地権者に対し維持管理費等の助成も行う。平成24年度においては、上富地域のケヤキ並木通りにケヤキの苗木約60本の補植事業も行っている。

・保存樹木等管理業務委託	2,045,400円
・保存樹木診断業務委託	892,500円
・保存樹林・県自然環境保全地域報償金	594,604円

5.3.2 緑化推進事業

緑化推進啓発として町のイベント等で生垣の展示や花の種の配布、平成24年度においては町内の公園樹木の萌芽更新伐採業務も行っている。

・緑化推進啓発事業	70,000円
-----------	---------

5.3.3 公園施設管理事業

都市公園、子供広場等の施設及び遊具の安全点検、修繕等を行う。また公園内の樹木の剪定、園内の清掃、花壇の植栽、消毒等を行う。

・樹木等管理業務委託	6,224,416円
・都市公園等清掃業務委託	5,959,569円

5.3.4 その他のみどりに関する施策

その他にも町内の街路樹の維持管理業務、町の雑木林の保全管理に協力いただいている

各種団体への活動支援金の補助、公園用地等の土地の借上げ、三芳町政策研究所みどりの保全・活用プロジェクトチームの研究などの施策があげられる。

6. 国・県のみどりの法制度等

次に緑を中心とした土地利用に関する法令、制度について調査した。大きく分けると国土交通省、農林水産省、環境省に分けられる。この中から特に三芳町に関係している法制度を紹介する。

6.1 国土交通省みどり政策

土地利用に関する国土交通省の政策として、都市計画法、都市緑地法、都市公園法など様々な法律に伴う制度がある。その中でも都市における緑地の保全制度ということで都市緑地法に基づく制度を調査した。

都市緑地法は、都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的としている。昭和48年（1973年）に制定された旧・都市緑地保全法が、平成16年（2004年）に法改正された。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務などについて規定している。

6.1.1 緑の基本計画（都市緑地法第4条）

市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画である。これにより緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。

（1）策定主体

- ・市町村が策定する。
- ・策定の際には、公聴会の開催など住民の意見を反映する措置が必要となる。
- ・計画は公表される。

（2）計画の内容

- ・緑地の保全及び緑化の目標
- ・緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- ・地方公共団体の設置に係る都市公園の整備方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進に関する事項
- ・特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- ・緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- ・緑化地域における緑化の推進に関する事項

- ・緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

注：緑の基本計画に都市公園の整備の方針を定めた場合には、緑の基本計画に即して都市公園を設置することとされている。（都市公園法第3条第2項）

6.1.2 緑地保全地域制度（都市緑地法第5条）

緑地保全地域とは、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度である。

（1）指定要件

- ・無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの
- ・地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの

（2）指定主体

緑地保全地域は、都市計画法における地域地区として、都道府県、指定都市が計画決定を行う。緑地保全地域の都市計画が定められた場合、都道府県は当該緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画（「緑地保全計画」）を定める。指定都市及び中核市の区域内の土地については、当該都市が緑地保全計画を定める。

緑地保全計画では、行為の規制又は措置の基準の他、緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項、管理協定に基づく緑地の管理に関する事項、その他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項についても、定めることができる。

（3）行為の規制

緑地保全地域に指定されると、次の行為を行う場合に、都道府県知事（指定都市及び中核市においては当該都市の長）への届出が必要となる。また原則、届出後30日は行為の着手は不可となる。

- ・建築物その他工作物の新築、改築又は増築
- ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
- ・木竹の伐採
- ・水面の埋立て又は干拓
- ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積など

しかし、公益性が特に高く緑地の保全上著しく支障を及ぼすおそれのない一定の行為や、計画決定の際に既に着手していた行為、非常災害の応急措置等についてはこの限りではない。

- ・都道府県知事、指定都市または中核市の長は、緑地の保全のため必要があると認めるときは、緑地保全計画で定める基準に従い、行為の禁止若しくは制限、又は必要な措置を講ずることを命令することができる。（原則として届出後 30 日以内）

（４）指定のメリット

- ・管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減することができる。
- ・市民緑地制度を併用することにより地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができる。

6.1.3 特別緑地保全地区制度

特別緑地保全地区は、都市緑地法第 12 条に規定されており、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が指定の対象となる。

（１）指定要件

- ・無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- ・神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの
- 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの
- ・風致又は景観が優れているもの
- ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

（２）指定主体

特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区として計画決定を行う。面積により決定主体が異なる。10ha 以上の場合、都道府県が決定する。指定都市にあつては指定都市が決定する。10ha 未満の場合は市町村が決定主体となる。

（３）行為の制限

特別緑地保全地区に指定されると、次の行為を行う場合に、都道府県知事（指定都市及び中核市においては当該都市の長）の許可が必要となる。

- ・建築物その他工作物の新築、改築又は増築
- ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

- ・木竹の伐採
- ・水面の埋立て又は干拓
- ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積など

しかし、公益性が特に高く緑地の保全上著しく支障を及ぼすおそれのない一定の行為や、計画決定の際に既に着手していた行為、非常災害の応急措置等についてはこの限りではない。

(4) 土地の買入れ

土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県（指定都市及び中核市においては当該都市）に対して、その土地を買入れる旨申し出ることができる。この場合、都道府県、市長村あるいは緑地管理機構がその土地を買入れる。

(5) 指定のメリット

- ・相続税について、山林及び原野については8割評価減となる。
- ・固定資産税が最大1/2まで減免される。
- ・土地の買入れを申し出ることができる。(譲渡所得には2,000万円の控除が適用される。)
- ・管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減することができる。
- ・市民緑地制度を併用することにより地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができる。

図表 11 埼玉県内の特別緑地保全地区の指定状況（平成 21 年 3 月 31 日現在）

都道府県 政令市	都市名及び都市数	地区名 及び地区数	計画決定年	面積 (ha)	*市街化 区域等
埼玉県	さいたま市	大和田緑地公園	H18. 12. 22	1. 30	市
	さいたま市	小深作	H19. 12. 28	0. 23	市
	川口市	金崎	H20. 3. 3	1. 39	市
	川口市	東内野前町	H20. 3. 3	0. 25	市
	狭山市	稲荷山	H12. 4. 5	2. 00	市・調
	朝霞市	岡緑地	H18. 8. 25	0. 43	市
	朝霞市	宮戸緑地	H18. 8. 25	0. 55	市

都道府県 政令市	都市名及び都市数	地区名 及び地区数	計画決定年	面積 (ha)	市街化 区域等*
	和光市	午王山	H17. 3. 16	0. 23	市
	新座市	妙音沢	H16. 2. 5	3. 30	調
	北本市	石戸	H4. 11. 24	5. 10	調
	蓮田市	黒浜日野手	H21. 3. 2	0. 74	調
	ふじみ野市	権現山	H20. 3. 25		市
			H21. 2. 10	0. 37	市
計	9	12		15. 89	
うち さいたま市	1	2		1. 53	

* 「市」市街化区域、「調」市街化調整区域

6.1.4 管理協定制度

特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。これにより土地所有者の特別緑地保全地区等の管理の負担を軽減することができる。(都市緑地法第 24 条、首都圏近郊緑地保全法第 8 条、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第 9 条)

(1) 締結の内容

地方公共団体又は緑地管理機構は、必要に応じて、特別緑地保全地区、緑地保全地域又は近郊緑地保全区域内の土地所有者と管理協定を締結することにより、これらの特別緑地保全地区等の緑地の管理を行うことができる。この協定を締結し、公告が行われた後には、この協定は、その後に管理協定区域内の土地の所有者等になった方に対しても効力を持つ。

- ・管理協定の目的となる土地の区域
- ・管理協定区域内の緑地の管理に関する事項
- ・管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項(必要な b 場合に定める)
- ・管理協定の有効期間 (5 年以上、20 年以下)
- ・管理協定に違反した場合の措置

(2) 締結のメリット

- ・地方公共団体又は緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。
- ・特別緑地保全地区においては、相続税は、特別緑地保全地区としての評価減に加え、貸付期間 20 年以上等の要件に該当する場合、さらに 2 割評価減となり、土地の所有コストを軽

減できる。

・緑地保全地域内で協定を締結した場合、緑地環境整備総合支援事業において緑地の公開に必要な施設の整備（芝生、花壇、ベンチ、休憩所等）が国の補助対象となる。

6.1.5 緑化地域制度

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。これにより効果的に緑を創出することができる。（都市緑地法第34条）

（1）指定の要件

「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」であること。

（2）指定主体

緑化地域は、都市計画法における地域地区として市町村が計画決定を行う。

（3）緑化の義務づけの対象

義務づけの対象となるのは、敷地面積が原則 1,000 m²以上の建築物の新築又は増築。

・市町村は、特に必要がある場合、条例で敷地面積の対象規模を 300 m²まで引き下げることができる。

・増築の場合については、従前の床面積の 2 割以上の増築を行うものが対象となる。

学校など、その用途や敷地の状況によってやむを得ないと認めて市町村が許可した一部の建築物や建築基準法により建ぺい率等の規制が適用されない一部の建築物等については対象外となる。なお、適用除外に際し、市町村長は許可を要する場合、その許可には必要な条件を付することができる。

（4）緑化の義務づけの内容

建築物の緑化率を原則として都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることが義務づけられている。なお、都市計画に定める緑化率の最低限度の上限は、敷地面積の 25% 又は 1-建ぺい率-10%のうち小さい数値となる。この緑化率は、建築基準関係規定とみなされ建築確認の要件となる。

（5）指定のメリット

緑化地域内において、緑化施設整備計画認定制度（緑化する計画を市町村が認定し、緑地施設の固定資産税の特例措置を受けることにより、緑化施設について固定資産税の特例措置を受けることができる制度）に基づき、緑化施設の整備計画について市町村の認定を

受けることにより、緑化施設について固定資産税の特例措置を受けることができる。

6.1.6 緑地協定制度

緑地協定とは、都市緑地法に基づき、良好な住環境を創っていくため、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するものである。協定には2種類あり、都市緑地法の45条に基づくものは、既にコミュニティの形成が行われている地区において、そして同法54条によるものは、宅地開発事業において分譲を受けた者が緑地協定に従うものである。(都市緑地法第45条、第54条)

(1) 協定の種類

・45条協定（全員協定）

既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受ける。

・54条協定（一人協定）

開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもので、3年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮する。

(2) 協定の締結者

- ・土地の所有者（民間ディベロッパー等を含む）
- ・土地の借地権者（地上権又は借地権を有する者）
- ・土地区画整理事業の仮換地の使用収益権者

(3) 協定の内容

- ・緑地協定の目的となる土地の区域
- ・次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの
- ・保全又は植栽する樹木等の種類
- ・保全又は植栽する樹木等の場所
- ・保全又は設置するかき又はさくの構造
- ・その他緑地の保全又は緑化に関する事項
- ・緑地協定の有効期間（5年以上、30年未満）
- ・緑地協定に違反した場合の措置

(4) 締結のメリット

関係者で話し合いを行い、まちぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図られ地域の環境・景観レベルが向上する。市町村によっては助成措置を設けているところがあり、支

援を受けられる場合がある。現在の埼玉県内の緑地協定締結状況は次のとおりである。(図表 12)

図表 12 埼玉県内の緑地協定締結状況 (平成 21 年 3 月末現在)

都道府県	市町村名	45 条協定		54 条協定		合計	
		件数	面積 (h a)	件数	面積 (h a)	件数	面積 (h a)
埼玉県	所沢市	8	30.81	0	0.00	8	30.81
	本庄市	0	0.00	5	2.24	5	2.24
	春日部市	6	19.57	0	0.00	6	19.57
	鴻巣市	0	0.00	1	0.78	1	0.78
	越谷市	1	2.11	31	16.86	32	18.97
	新座市	0	0.00	1	0.88	1	0.88
	桶川市	0	0.00	2	1.94	2	1.94
	八潮市	0	0.00	1	1.48	1	1.48
	富士見市	1	2.92	0	0.00	1	2.92
	三郷市	0	0.00	1	1.24	1	1.24
	蓮田市	0	0.00	1	6.60	1	6.60
	坂戸市	2	41.70	0	0.00	2	41.70
	毛呂山町	4	24.90	0	0.00	4	24.90
	小川町	4	32.15	4	79.47	8	111.62
	鳩山町	9	25.36	5	8.17	14	33.53
	騎西町	0	0.00	1	2.05	1	2.05
	宮代町	1	5.61	0	0.00	1	5.61
	計		36	185.13	53	121.71	89

6.1.7 市民緑地制度

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度である。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。(都市緑地法第 55 条)

(1) 制度の概要

都市計画区域内の 300 m²以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物が対象となる。また特別緑地保全地区及び緑地保全地域内の土地等も市民緑地の対象となる。契約期間は 5 年以上とする。

(2) 契約の内容

- ・市民緑地契約の対象となる土地等の区域
- ・市民緑地の保全や利用のために必要な施設整備に関する事項
- ・緑化施設の整備に関する事項（人工地盤・建築物などの場合）
- ・市民緑地の管理の方法に関する事項
- ・市民緑地の管理期間
- ・契約に違反した場合の措置（必要に応じて定める。）

(3) 締結のメリット

土地所有者にとって次のメリットがある。

- ・地方公共団体や緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される
- ・契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、相続税が2割評価減となる。
- ・土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税となる。
- ・緑地環境整備総合支援事業において緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象となる。

現状の埼玉県の市民緑地制度の締結状況は次のとおりである。（図表 13）

図表 13 埼玉県内の市民緑地制度の締結状況（平成 24 年 3 月 31 日現在）

都道府 県名	市町村名	名称及び件数	土地 概況	面積（㎡）	契約年月	設置主体	管理主体
埼玉県	さいたま市	中島市民緑地	山林	1,534.00	H13.1.10	市	市
	さいたま市	白幡市民緑地	山林	722.00	H15.6.30	市	市
	所沢市	久米八幡越市民緑地	山林	15,301.82	H20.4.1	市	市
	狭山市	山王塚市民緑地	山林	6,300.00	H12.12.1	市	市
	戸田市	第1号市民緑地	山林	2,075.92	H20.4.1	市	市
	戸田市	第3号市民緑地	山林	3,305.00	H15.6.20	市	市
	和光市	西本村ふれあいの森	屋敷林	2,177.70	H12.5.17	市	市
	和光市	花と緑のふれあい広場	草地	2,290.00	H13.11.8	市	市
	和光市	新倉ふれあいの森	山林	2,761.00	H17.6.1	市	市
	和光市	越戸ふれあいの森	山林	618.69	H19.4.1	市	市、市民団体
	和光市	上谷津ふれあいの森	山林	1,320.00	H18.12.1 、H19.7.1	市	市、市民団体
	和光市	大坂ふれあいの森	山林	1,426.74	H19.7.1	市	市

	市町村名	名称及び件数	土地概況	面積 (㎡)	契約年月	設置主体	管理主体
	桶川市	川田谷こどもの森市民緑地	雑木林	3,249.58	H10.12.28	市	市
			雑木林	661.00			
	桶川市	市民緑地(2)	山林	3,272.00	H20.4.1	市	市、緑化ボランティア
	桶川市	川田谷栗原市民緑地	山林	1,347.00	H20.1.1	市	市、緑化ボランティア
	桶川市	川田谷武城市民緑地	山林	1,698.00	H20.1.1	市	市、緑化ボランティア
	富士見市	市民緑地 谷津の森	山林	3,978.80	H11.6.1	市	市
	富士見市	市民緑地 西渡戸	山林	5,136.00	H12.2.28	市	市
	富士見市	市民緑地 勝瀬新田山	山林	1,892.40	H13.12.25	市	市
	蓮田市	上町ふれあいの森	山林	6,670.00	H17.4.1	市	市
	蓮田市	ふわふあの森	山林	4,881.00	H14.12.16	市	市
	鶴ヶ島市	第1号市民の森	山林	11,315.00	H16.12.24	市	市、市民団体
	鶴ヶ島市	第2号市民の森	山林	6,928.00	H17.6.30	市	市
	鶴ヶ島市	第3号市民の森	山林	921.00	H18.12.28	市	市
	鶴ヶ島市	第4号市民の森	山林	15,791.00	H14.3.14	市	市
	鶴ヶ島市	第5号市民の森	山林	9,371.00	H14.11.6	市	市、市民団体
	鶴ヶ島市	第6号市民の森	山林	83,609.00	H16.3.30	市	市
	鶴ヶ島市	第7号市民の森	山林	4,311.00	H17.11.30	市	市
計	9	28		204,864.65			
うちさいたま市	1	2		2,256.00			

6.1.8 地区計画等緑化率条例制度

市町村が条例（「地区計画等緑化率条例」）を定めることにより、地区計画等の区域内における建築物の新設等に対して緑化率の最低限度が設けられ、一定割合以上の緑化が義務づけられる。この制度により、緑化地域と同様の緑化率規制が可能となる。なおここで、地区計画等とは、地区計画、沿道地区計画、防災街区整備地区計画を指す。（都市緑地法 34 条 1 項）

（1）地区計画とは

地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の整備と保全を図るために必要な事項を定める「地区単位の都市計画」であり、地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、道路や公園等の地区施設の配置や建築物の建て方のルールなどを詳細に定める「地区整備計画」で構成される。（都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号）

（2）地区計画等緑化率条例に定める事項

・建築物の緑化率の最低限度

地区計画等緑化率条例に定める建築物の緑化率の最低限度は、緑化地域の場合と異なり、10 分の 2.5 を超えない範囲で定めることとされている。したがって、10 分の 2.5 の範囲内であれば、対象区域の緑化を特に推進する必要がある場合などにおいて、土地所有者等の意見を踏まえて、「 $(100 - \text{建ぺい率} - 10) \%$ 」を上回る数値を、建築物の緑化率の最低限度としても差し支えない。

・緑化率の最低限度に関する制限の適用除外

地区計画等緑化率条例に関しては、建築物の緑化率の最低限度に関する制限を適用しない場合（下記の 4 項目）について、規定を定める必要がある。

①敷地面積が一定規模未満の建築物

一定規模未満の敷地面積をもつ建築物の新築および増築に対して、緑化率の最低限度に関する制限の適用を除外する場合、その敷地面積の数値は、その地区の状況に応じて定めることができる。すなわち、良好な都市環境の形成を図るために合理的に必要と認められる限度を勘案して決めることとされており、緑化地域制度と異なって、法令で数値の下限は設けられていない。

②すでに新築および増築に着手していた建築物

地区計画等緑化率条例の施行の日に、すでに新築および増築の行為に着手していた建築物に対する制限の適用は除外とする。

③増築の規模が、基準となる日の床面積の1.2倍を超えない建築物

地区計画等緑化率条例施行の日を基準とし、その日におけるその建築物の床面積に対して、増築の規模が1.2倍を超えない建築物に対する適用は除外とする。

④都市緑地法第35条第3項に示された、以下の建築物

- ・その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの
- ・学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの
- ・その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

全国の地区計画等緑化率条例制度の制定状況は次のとおりである。(図表14) また例として横浜市の条例内容を一覧表にした。(図表15)

図表14 地区計画等緑化率条例の制定状況(平成21年3月末現在)

都道府県	都市名 及び都市数	条例名 及び件数	制定年月日	対象地区名 及び地区数	面積 (ha)	緑化対象 (㎡)	緑化率 の最低 限度
宮城県	仙台市	仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	H19.10.4 (公布)	あすと長町 北部地区	12.1	1,000㎡以上	10%
			H19.11.1 (施行)	あすと長町 中央地区	24.9	1,000㎡以上	10%
				あすと長町 南部地区	18.2	1,000㎡以上	10%
埼玉県	川越市	川越市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例	H21.3.25 (公布) H21.4.1 (施行)	川越第二産業団地地区	19.6	—	25%
	川島町	川島町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	H20.12.17 (公布施行)	川島インターチェンジ 北地区地区計画	59.5	1000㎡以上	20%

	菖蒲町	菖蒲町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例	H21. 3. 24 (公布) H21. 7. 1 (施行)	菖蒲インター地区地区計画区域	19. 3	5, 000 m ² 以上	20%
東京都	千代田区	千代田区地区計画における建築物の制限に関する条例	H17. 12. 13 (公布施行)	一番町地区	22. 6	1, 000 m ² 以上	(1) 及び (2) のいずれか小さい値 (1) 25% (2) ①敷地面積－建築面積×0. 2 ②屋上面積×0. 2
			H18. 10. 11 (公布施行)	三番町地区	20. 7	500 m ² 以上	
			H19. 3. 1 (公布施行)	外神田二・三丁目地区	15. 1	500 m ² 以上	
			H19. 12. 17 (公布施行)	外神田五・六丁目地区	8. 5	500 m ² 以上	
				四番町地区	9. 7	500 m ² 以上	
			H20. 3. 7 (公布施行)	神田美土代町周辺地区	3. 9	500 m ² 以上	
				神田錦町北部周辺地区	7. 9	500 m ² 以上	
			H20. 10. 16 (公布施行)	二番町地区	12. 1	500 m ² 以上	
			H20. 12. 10 (公布施行)	神田須田町二丁目北部周辺地区	5. 7	500 m ² 以上	
				麴町地区	32. 3	500 m ² 以上	
	三鷹市	三鷹市地区計画の区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する	H17. 12. 22 (公布施行)	新川島屋敷地区	11. 0	－	地区区分毎に15%～25%で規定

		る条例		法政大学付 属中・高等学 校周辺地区	2.7	—	25%
			H18. 9. 29 (公布施 行)	大沢三丁目 環境緑地整 備地区地区 計画	1.6	110 m ² 以上	15%
神奈川県	横浜市	横浜市地区計 画の区域内に おける建築物 等の制限に関 する条例	H19. 12. 25 (公布施 行)	北仲通北再 開発等促進 地区地区計 画	7.8	—	5%
			H20. 12. 15 (公布施 行)	青葉区つつ じが丘北西 地区地区計 画	3.1	—	15% (B 地区) 25% (C 地区)
			H21. 3. 5 (公布施 行)	日ノ出町駅 A地区地区 計画	0.7	—	5% (I 地区)
大阪府	岸和田市	岸和田市岸之 浦地区地区計 画の区域内に おける建築物 等及び緑化率 の制限に関す る条例	H18. 3. 23 (公布)	岸之浦地区 地区計画	29.9	A地区:1,000 m ² 以上 B地区:500 m ² 以上	10%
			H18. 8. 1 (施行)				
	豊中市	北部大阪都市 計画新千里西 町B団地地区 地区計画の区 域内における 建築物の制限 に関する条例	H19. 3. 30 (公布)	北部大阪都 市計画新千 里西町B団 地地区地区 計画	2.5	1,000 m ² 以上	25%
			H19. 4. 1 (施行)				

沖縄県	石垣市	石垣都市計画 地区計画の区 域内における 建築物等及び 緑化率の制限 に関する条例	H19.12.18 (公布施 行)	観音堂地区	68.2	—	25%
合計	10	10		25	419.6		

図表 15 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例内容

目次
1 地区計画条例とは
(1) 趣旨
(2) 経緯
(3) 構成
2 逐条解説
第1章 総則
第1条 (目的)
第2条 (用語の定義)
第3条 (適用区域)
第4条 (地区の区分及び名称)
第2章 建築基準法に基づく建築物の用途等に関する制限
第5条 (建築物の用途の制限)
第6条 (建築物の容積率の最高限度)
第6条の2 (建築物の容積率の最低限度)
第7条 (建築物の建ぺい率の最高限度)
第8条 (建築物の敷地面積の最低限度)
第9条 (壁面の位置の制限)
第10条 (建築物の高さの最高限度)
第10条の2 (建築物の建築面積の最低限度)
第10条の3 (垣又はさくの構造の制限)
第11条 (建築物の敷地が地区整備計画が定められている区域の内外にわたる場合等の措置)
第12条 (一の敷地とみなすことによる制限の特例)
第13条 (既存の建築物に対する制限の緩和)
第14条 (特例による許可)

第 15 条 (建築審査会への諮問)

第 3 章 都市緑地法に基づく緑地の保全のための制限

第 16 条 (行為の制限)

第 17 条 (原状回復命令等)

第 18 条 (報告及び立入検査等)

第 4 章 都市緑地法に基づく建築物の緑化率に関する制限

第 19 条 (建築物の緑化率の最低限度)

第 20 条 (一の敷地とみなすことによる制限の特例)

第 21 条 (緑化施設の管理)

第 22 条 (違反建築物に対する措置)

第 23 条 (報告及び立入検査)

第 5 章 景観法に基づく建築物等の形態意匠に関する制限

第 24 条 (建築物等の形態意匠の制限)

第 25 条 (計画の認定)

第 26 条 (違反建築物等に対する措置)

第 27 条 (違反建築物等の設計者等に対する措置)

第 28 条 (国又は地方公共団体の建築物等に対する認定等に関する手続の特例)

第 29 条 (工事現場における認定の表示等)

第 30 条 (適用の除外)

第 31 条 (報告及び立入検査)

第 6 章 雑則

第 32 条 (手数料)

第 33 条 (委任)

第 7 章 罰則

第 34 条

第 35 条

第 36 条

附 則

別 表 [別表編]

(3) 条例による規制の強化

地区計画が定められた区域においては、建築行為をしようとする者は、市町村長に届出をし、市町村長は計画に適合しないものに対しては、必要な勧告等ができることになっている。これにより地区計画の目的のかなりの部分が達成されることが期待されるが、地区計画の定められた区域のうち当該計画の目的を達成するため、特に重要な事項については、建築確認の手続き等によってその最終的な実現を担保することが適当である。そのため市

町村の条例により必要な制限を行うことができることになっている。

このように都市計画決定された建築物の制限に関する事項を条例に位置付けることにより、より担保性のある手続き・罰則規定を適用可能とし、その実効性を確保している。条例に位置付けることにより、建築に関する制限及び緑化率については建築確認の審査対象となる。緑地の保全及び建築物等の形態意匠は建築確認の審査対象とはならないが、条例に位置付けることで市長の許可又は認定を受けなければ工事着手等ができないこととしている。また、条例に違反した場合は罰金などの罰則規定が適用されることとなる。

6.2 農林水産省みどり政策

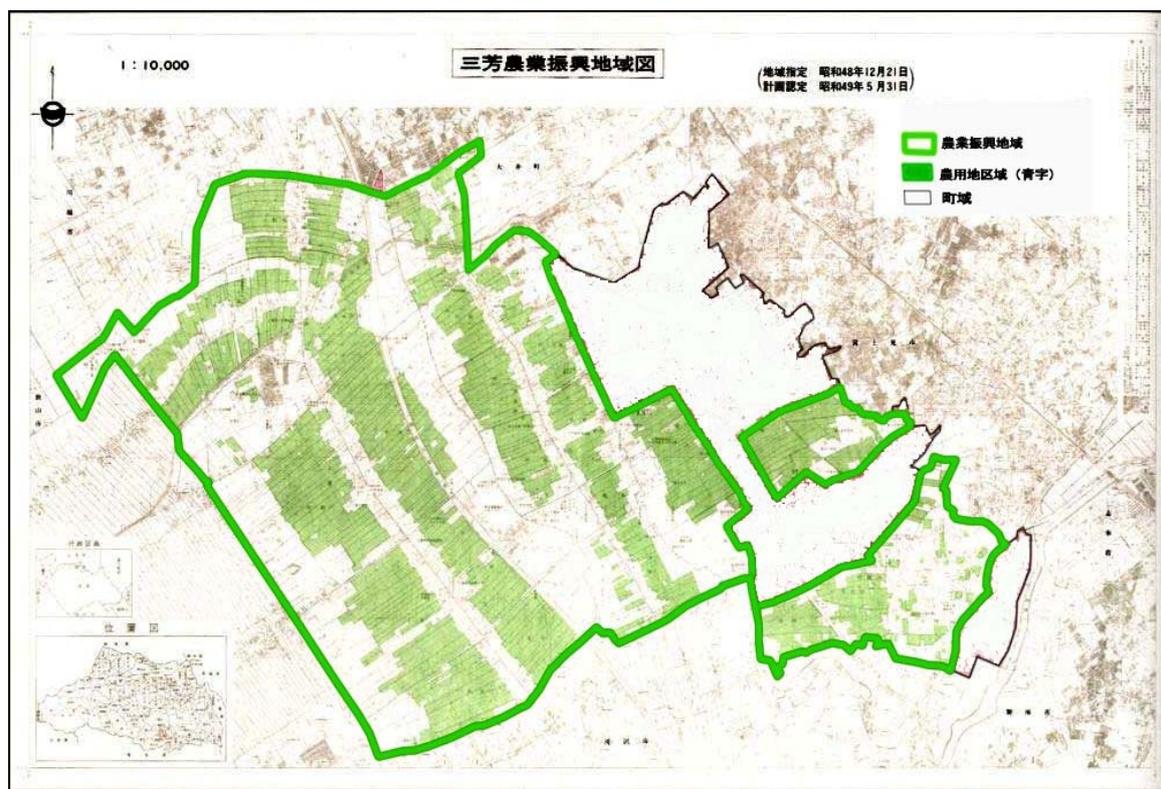
今回の研究チームでは、みどりの定義として農地も含めている。また、三芳町に於いては農地はみどりの重要な要素であることから、農業政策を担う農林水産省の法制度についても研究対象とする。

6.2.1 農業振興地域の整備に関する法律

農地は、農地法によって開発が制限されている。権利者自身が農地を転用する場合には農地法第4条、所有権の移転や貸借によって他者の農地を転用する場合には同条第5条により、農林水産大臣（4haを超える場合）又は都道府県知事（4ha以下）の許可が必要である。この農地法による開発制限に加えて、さらに強く規制するのが農業振興地域の整備に関する法律（以下農振法）である。農振法では、まず都道府県が農業振興地域を指定し、これに基づき、市町村は農業振興地域整備計画を定める。この計画の中で定められるのが、農用地区域（青地）という区域である。農用地区域においては、農業以外の用途への転用は禁止されている。

三芳町では、大部分の農地が農用地区域に指定されており、強力に守られている。こうした農地の開発規制により、三富新田の地割が現在まで残っているのである。しかしながら、雑木林についてはこうした法規制がなく、開発による減少傾向が続いている。

図表 16 三芳農業振興地域図



6.2.2 農業者戸別所得補償制度（平成 25 年度以降は経営所得安定対策）

農地法や農振法が農地を守るのに対して、農家を守る政策が農業者戸別所得補償制度（平成 25 年度以降は経営所得安定対策）である。この制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目指している。対象作物は、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねである。

6.2.3 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）

六次産業化法とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とするものである。農林漁業者が生産・加工・流通（販売）を一体化することや、2次・3次産業と連携して地域ビジネスの展開や新たな産業を創出することによる儲かる農林水産業の実現が期待されている。六次産業化の事業には、無利子融資資金の延長や、農林漁業成長産業化ファンドのサポートを受けることができる。

6.3 環境省みどり政策

環境省は自然保護系の施策として、原生的な自然環境、生物多様性の保全、野生生物の保護管理、国際的取り組みの推進などの施策を進めている。その中で三芳町に関連する法制度を調査研究した。

6.3.1 自然環境保全法

自然環境の適正な保全を目的とした法律。国が自然環境保全基本方針を策定するとともに、原生自然環境保全地域と自然環境保全地域を指定して、保全のための各種規制と保全計画の策定、保全事業を行うことを定めた法律である。この自然環境保全法に基づき、自然環境の保全や生物多様性の確保のために指定された地域に「自然環境保全地域」がある。ほとんど人の手の加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域について環境省が指定し、一定行為に対する届出などを規制し自然環境を保全する制度である。

6.3.2 自然再生推進法

自然再生についての基本理念を定め、実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを定めた法律である。自然再生推進法に基づく事業として「自然再生推進事業」がある。自然再生事業は、地域固有の失われた自然を積極的に取り戻し、生態系の質を高め、生物多様性を回復させる目的で実施する事業である。制度の特徴として、調査計画段階から事業実施、維持管理に至るまで、国だけでなく、地方公共団体、専門家、地域住民、NPO、ボランティア等多様な主体の参画を重要視しており、地域主導型事業である。

6.3.3 エコツーリズム推進法

エコツーリズム推進により、地域住民や観光客の意識を環境保全に関する行動へとつなげ、地域固有の自然環境や生活文化の見直し、観光振興の掘り起こしなど、持続可能な地域づくりに対する住民意識の高まりや地域への誇りに繋げることを目的にエコツーリズムの取組について定めた法律である。重点的に取り組む課題として、人材育成、地域支援、戦略的広報、科学的評価方法等に関する調査研究、他施策との連携等が提示されている。

6.3.4 環境保全活動・環境教育推進法

環境教育を推進し、環境保全活動を促進する法律である。基本方針において、持続可能な社会の構築のため、環境保全活動及び環境教育の実施に当たり重視すべき基本的な考え方、学校・地域・職場等の様々な場における環境教育の推進方策や人材育成、拠点整備の

ための施策等について定めた法律である。

6.4 埼玉県のみどり政策

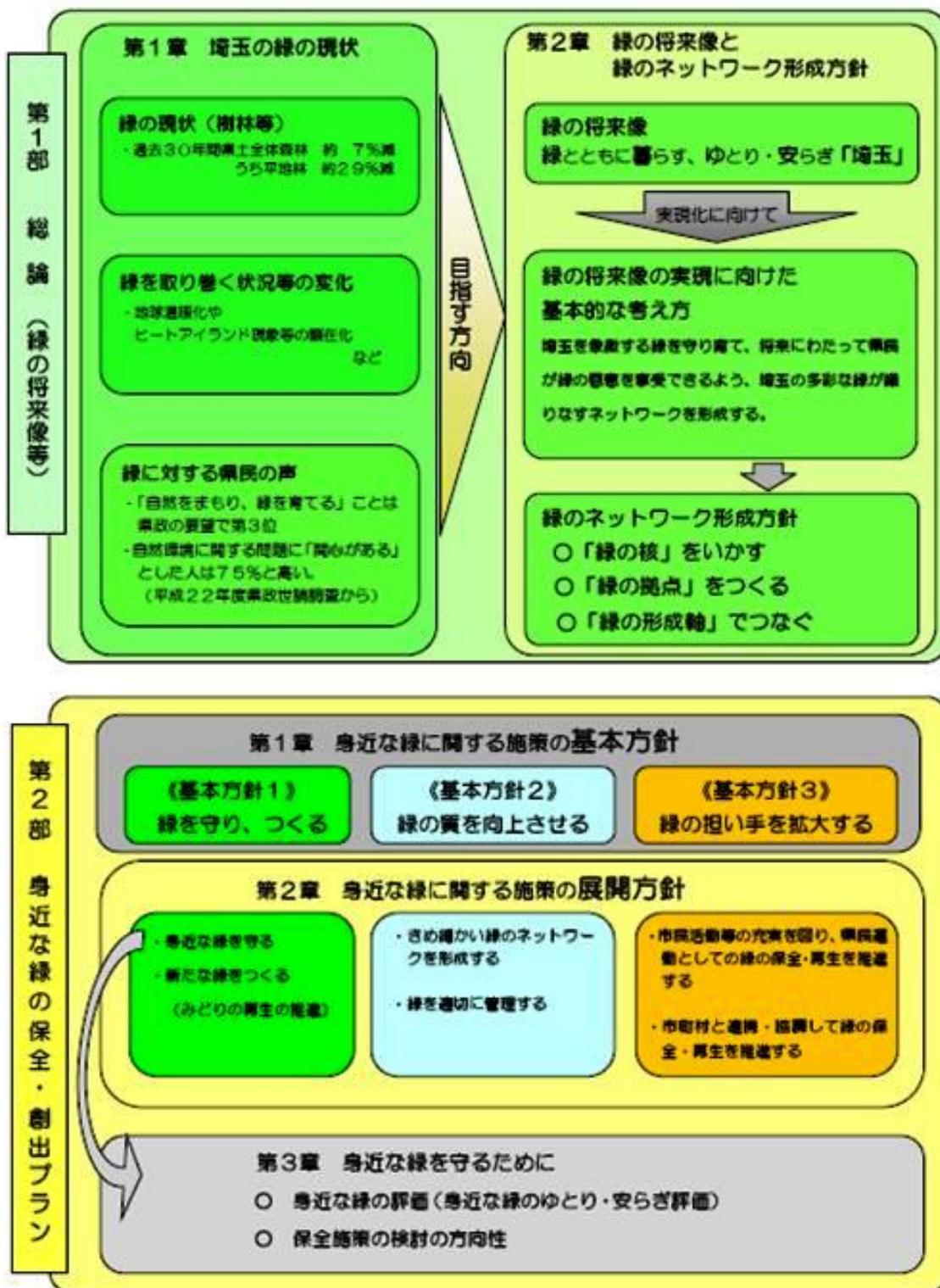
6.4.1 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

県では、昭和 54 年（1979 年）に「ふるさと埼玉の緑を守る条例」を制定し、当時の高度経済成長期における都市化の進展に伴う緑地の減少に対して、景観に優れた緑地を「ふるさとの緑の景観地」等として指定している。しかしながら、県内の平地林は減少し続けている。様々な社会情勢を踏まえ、平成 17 年（2005 年）に「ふるさと埼玉の緑を守る条例」を改正し、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」により「緑の保全と創出」について総合的な施策を推進している。これにより、緑の創出について一定の効果はあったものの、顕在化するヒートアイランド現象に関する対策は、さらに拡充する必要があるとしている。そこで、更なる緑を創出するため、平成 24 年（2012 年）4 月から「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」を一部改正し、県民の皆様一人一人の積極的な参加により、都市部における緑のスポットを増やしていくことにより、「ゆとり」と「うるおい」のある埼玉県を目指している。この条例により、次節以降の埼玉県広域緑地計画、ふるさと緑の景観地、緑化計画届出制度等が策定されている。

6.4.2 埼玉県広域緑地計画

埼玉県広域緑地計画は、緑の将来像を「緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」とし、ふるさと埼玉を象徴する緑を守り、新たな緑を育てていくことにより、緑豊かな埼玉を形成していくことを目的に策定されている。この計画は、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」の第 6 条に基づき、策定されたもので、埼玉県環境基本計画の長期的な目標の一つである「再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり」の実現を目指した緑に関する部門別の計画となっている。埼玉の緑の将来像等を示すとともに、身近な緑の保全と創出に向けた施策の方針を示している。計画期間は、平成 18 年度から平成 28 年度とし、平成 24 年度に見直しを行っている。埼玉県広域緑地計画の概要は図表 17 のとおりである。

図表 17 埼玉県広域緑地計画の概要



6.4.3 ふるさとの緑の景観地

埼玉を象徴する緑を形成している地域を保全するため、県が指定するものであり、指定区域内で一定規模の建築物などの新築・改築・増築、木竹の伐採、宅地の造成などをしようとする場合には、知事への届出が必要となる。現在、埼玉県では28か所、397.4ha指定されており、ふるさとの緑の景観地ごとに地域の実情に応じた保全方針が策定される。前述した三芳町では2か所の指定を受けている。(図表 18)

図表 18 ふるさとの緑の景観地の指定の状況 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

景観地	指定面積 (ha)	指定年月 日	改変	保全	
			面積 (ha)	面積 (ha)	率 (%)
	①	②	③ = ① - ②	③ / ①	
川口市西立野	8.0	S57.3.30	2.9	5.1	64.1
さいたま市染谷	6.3	S60.3.29	2.1	4.2	66.6
さいたま市西新井	4.1	S61.3.25	0.0	4.1	100.0
上尾市藤波・中分	6.3	S56.3.20	0.0	6.3	100.0
上尾市原市	4.9	S61.3.25	0.0	4.9	99.8
北本市高尾宮岡	5.5	H4.10.9	0.0	5.5	97.8
川越市中福	17.0	S55.3.25	3.8	13.2	77.8
川越市下赤坂	19.0	S56.3.20	3.9	15.1	79.8
川越市上松原	10.5	S56.3.20	1.2	9.3	88.8
所沢市北中	10.9	H8.12.10	0.8	10.1	93.1
所沢市駒ヶ原	11.4	H11.2.19	0.8	10.6	93.1
狭山市堀兼・上赤坂	78.8	S56.3.20	10.3	68.5	86.9
狭山市櫛山	19.3	S62.3.31	1.1	18.2	94.4
狭山市水野	11.8	H8.12.10	0.3	11.5	97.5
狭山市南入間野	7.1	H11.2.19	1.9	5.2	73.8
狭山市逃水	10.6	H12.3.14	0.5	10.1	95.3
新座市平林寺	48.5	S55.3.25	0.0	48.5	100.0
ふじみ野市武蔵野	6.5	S59.3.31	1.7	4.8	73.6
ふじみ野市八丁	12.9	S56.3.20	3.6	9.3	72.2
三芳町上富	19.7	S55.3.25	11.2	8.5	43.4
三芳町上富中西	10.6	S59.3.31	2.0	8.6	81.1
鶴ヶ島市高倉	8.7	H8.12.10	0.3	8.4	97.1
吉見町百穴	10.6	H3.10.11	0.0	10.6	100.0

吉見町和名沼	7.2	H4. 10. 9	0.0	7.2	100.0
深谷市櫛挽	17.8	H1. 8. 15	0.5	17.3	97.2
深谷市櫛挽(旧岡部)	15.6	H2. 9. 21	0.4	15.2	97.4
寄居町櫛挽	4.6	H3. 10. 11	0.4	4.2	92.0
蓮田市堀の内	3.1	S58. 3. 31	0.0	3.1	99.0
28 地区	397.4		49.5	347.8	87.5

6.4.4 市民管理協定制度

市民管理協定制度は、緑地の所有者から市町村が緑地を借り受け、市民に利用される緑地として、みんなで取り組むみどりの保全制度である。

市民管理協定は、土地所有者、市町村、市民団体の3者が緑地保全のための管理協定を締結し、これを県が認定するものである。3者による協定の内容は、土地所有者は市民に公開される「市民緑地」として市町村と契約を結び、市町村は、緑地保全活動を行う市民団体に管理委託をする。市民団体の方は、緑地を計画的に管理する。

土地所有者、市町村、市民団体の3者には以下のようなメリットがある。

土地所有者

- ・市民団体が管理するため、管理の負担が軽減される
- ・「市民緑地」として市町村に無償貸与すると固定資産税、都市計画税が非課税になる
- ・20年以上貸与すると相続税が2割評価減になる

市民団体

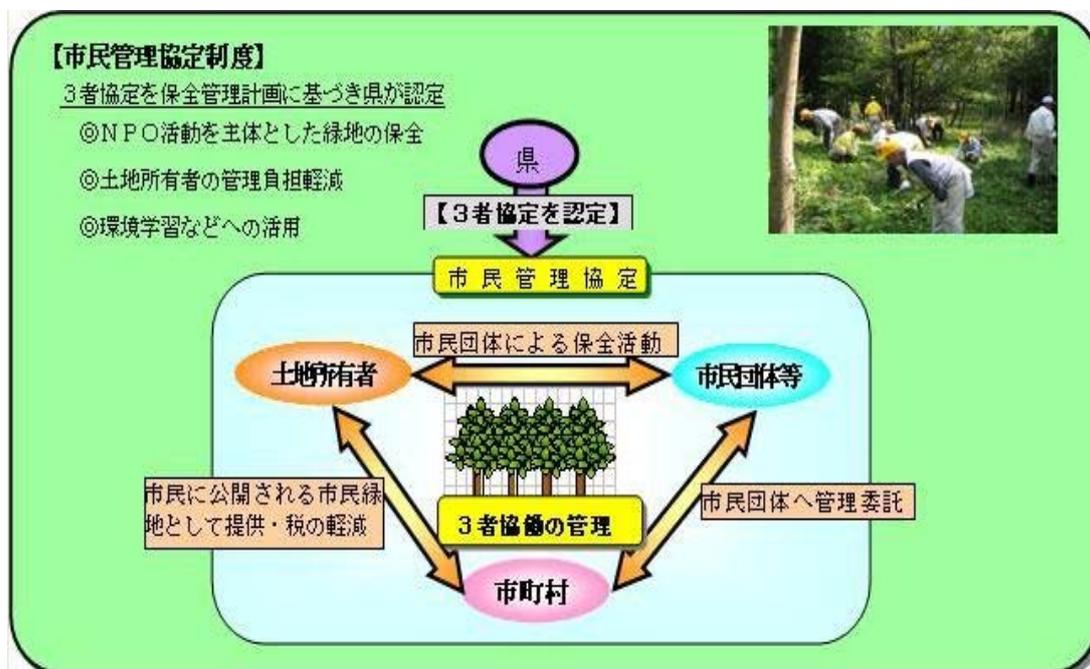
- ・市民管理協定により、市民団体の方々の新たな活動フィールドが広がる

市町村

- ・歴史とともに人々の生活を支えてきた、地域の緑を保全することができる
- ・この緑を「市民緑地」として、市民に憩いと安らぎを提供することができる

三芳町においても現在、北永井地域（北永井 894 番地）において「北永井さんくの里」という名称で、市民管理協定が締結されている。約 5,000 m²の緑地を北永井第3区の町民の皆様により管理保全されている。市民管理協定制度の概要は図表 19 のとおりである。

図表 19 市民管理協定制度の概要



6.4.5 里の山守活動支援事業

市民管理協定を締結した市民団体の緑地保全活動が計画的かつ継続的に実施されるよう、彩の国みどりの基金を活用して活動支援のための補助を行う事業である。

(1) 補助申請者

- ・市民管理協定を締結した市民団体

(2) 補助対象事業

- ・市民管理協定に基づき緑地を保全・管理していくための経費

(3) 補助率

- ・補助対象経費の1/2（1団体50万円が上限）

6.4.6 緑化計画届出制度（平成24年4月1日改正以降）

埼玉県では、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、建築時の緑化基準を定めている。また、建築確認の申請前に「緑化計画届出書」を提出することを求めている。制度の対象は敷地面積1,000㎡以上の建築行為（新築、増築、改築又は移転）である。ただし、次に該当する場合は届出の対象外となる。

- ・工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の区域
- ・都市緑地法第34条第1項の規定により定められた緑化地域の区域
- ・都市緑地法第39条第2項の地区計画等緑化率条例により、緑化率の最低限度が定められた区域

・さいたま市の区域

(※1,000 m²以上 3,000 m²未満の敷地にあつては、川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、朝霞市、和光市、新座市、八潮市、三郷市、吉川市、ふじみ野市)

※敷地のとらえ方、敷地については、建築基準法によるものを原則とする。

埼玉県緑化計画届出制度の概要は次のとおりである。(図表 20)

図表 20 建築時の緑化基準・緑化計画届出制度の概要

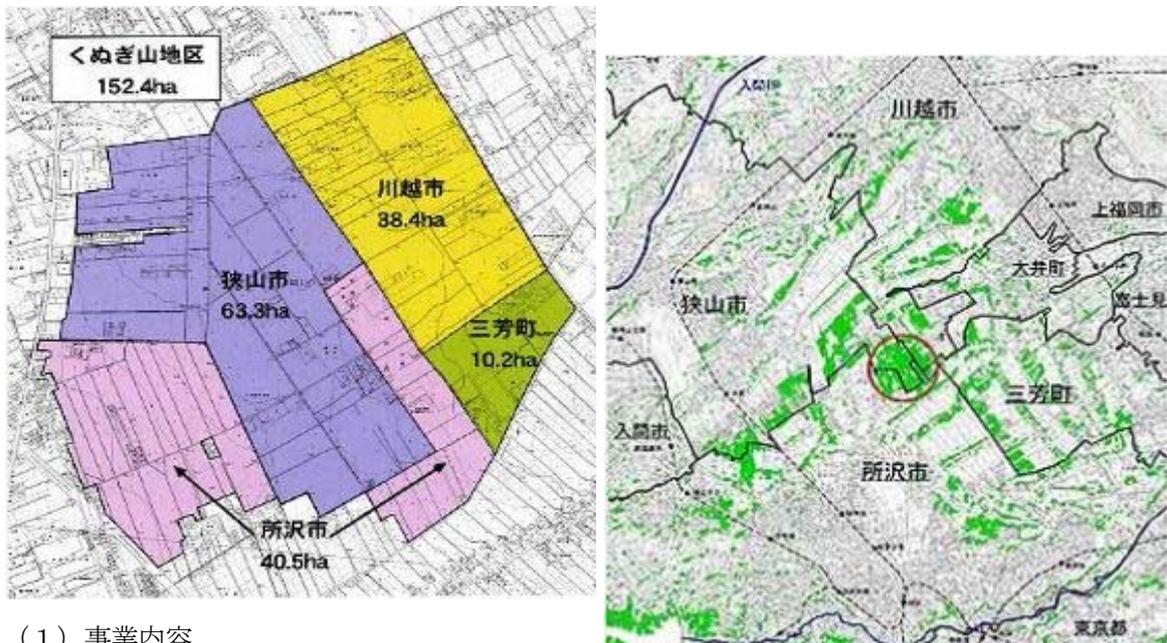
名称	緑化計画届出制度
施行日	平成 17 年 10 月 1 日 (平成 24 年 4 月 1 日改訂)
根拠法制度	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
制度の対象	1,000 m ² 以上の建築行為 (新築、増築、改築又は移転)
緑化を必要とする面積の算出方法	<p>ア 用途地域が定められている区域 緑化を要する面積＝敷地面積×(1－建蔽率)×0.5 (※都市計画法第 12 条の 5 第 1 項第二号の規定により地区計画が定められている区域も含みます。)</p> <p>イ その他の区域 緑化を要する面積＝敷地面積×0.25</p>
緑化基準	<p>緑化の基準として下記が規定されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化を要する面積 ・緑化の方法と緑化面積 ・接道部の緑化 ・高木植樹本数 <p>※注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化の算定方法は、緑化の方法ごとに異なる。 ・緑化面積には、地上部だけでなく、建築物上(建築物上の屋上や壁面、駐車場など)の緑化面積を含めることが可能である。 ・敷地の接道部分にも緑化を行うことを規定している。
緑化の方法	<p>緑化の方法として下記が規定されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①樹木による緑化 ②シバ、コケその他の地被植物又は多肉植物による緑化 (地上部及び建築物上) ③草花その他これに類する植物による緑化 (地上部及び建築物上) ④ツル植物による緑化 (建築物の外壁上の緑化に限る) ⑤太陽光発電装置の水平投影面積 (上記①～④の合計の 25%を超えない範囲)
知事が緑化事業者	届出なしに建築に着手…届出を行うことを勧告(第 28 条第 1 項)

<p>に対して可能な行為</p>	<p>提出された緑化計画が緑化基準に不適合…必要な措置を講ずることを勧告(第 28 条第 2 項)</p> <p>緑化完了報告がないもの…緑化完了報告を行うことを勧告(第 29 条第 2 項)</p> <p>緑化の状況の確認のため、職員を敷地及び建築物に立ち入らせることができる(第 29 条第 3 項)</p> <p>緑化完了報告の内容が緑化計画と異なるとき、確認できないとき、また勧告によってもなお、緑化完了報告を行わないときは、緑化計画の認定を取り消すことができる。(第 30 条)</p>
------------------	--

6.4.7 くぬぎ山自然再生事業

くぬぎ山地区は、埼玉県南部、首都圏 30km 圏に位置する大規模な平地林で、川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる約 152ha の区域である。平地林の減少が続く中、くぬぎ山地区周辺は、武蔵野の面影を残す一団の平地林が残る重要な地域となっている。現在、県と地元 3 市 1 町では、都市近郊に残された貴重な緑地空間であるくぬぎ山地区の緑地を保全し、未来の世代に引き継ぐため保全等を進めている。くぬぎ山地区の位置は次のとおりである。(図表 21)

図表 21 くぬぎ山地区の位置図



(1) 事業内容

くぬぎ山の土地所有者、保全活動を行うボランティア団体、地元市町、埼玉県の四者が連携して、くぬぎ山地区の平地林の保全を促進し、豊かな自然環境を未来へ継承することを目的としている。四者の役割は以下のとおりである。この四者で 5 年間の保全協定を結び、くぬぎ山の保全活動を実施する。

① 土地所有者

平地林をボランティア活動の場として無償で提供するほか、環境学習の場として協力する。

② ボランティア団体

平地林の下刈、落葉掃きなどの保全活動を行う。

③ 市町村

環境学習を実施するなど啓発活動を実施する。

④ 埼玉県

土地所有者とボランティア団体との仲介、補助金交付などを行う。

(2) くぬぎ山地区自然再生協議会

くぬぎ山地区自然再生協議会は、埼玉県川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」について、その歴史的・文化的・環境的価値を継承することを目的として、自然再生推進法(平成14年法律第148号)に基づいて設置された。協議会では行政、地域住民、専門家、NPO等が参加し、自然再生の目的や役割分担などをまとめた「自然再生全体構想」を作成するとともに、実施計画の案について協議を行う。

6.4.8 彩の国みどりの基金

彩の国みどりの基金は、平成20年度からみどりの保全と創出を目的とした財源を確保する仕組みとして、自動車税の一部を財源に充てる「彩の国みどりの基金」を創設。この基金を活用し、森林の整備・保全や身近な緑の保全・創出を県民参加により進めている。当町においても、この彩の国みどりの基金を活用した県民参加による平地林再生事業が上富地域において行われている。

「みどりの基金」は自動車税の1.5%相当、1台あたり約500円をあて、県民や企業などからの寄附とともに「みどりの再生」に役立てている。新たな負担を伴うことなく、財源を確保したこうした取組みは全国で初めてであった。彩の国みどり基金の概要は次のとおりである。(図表22)

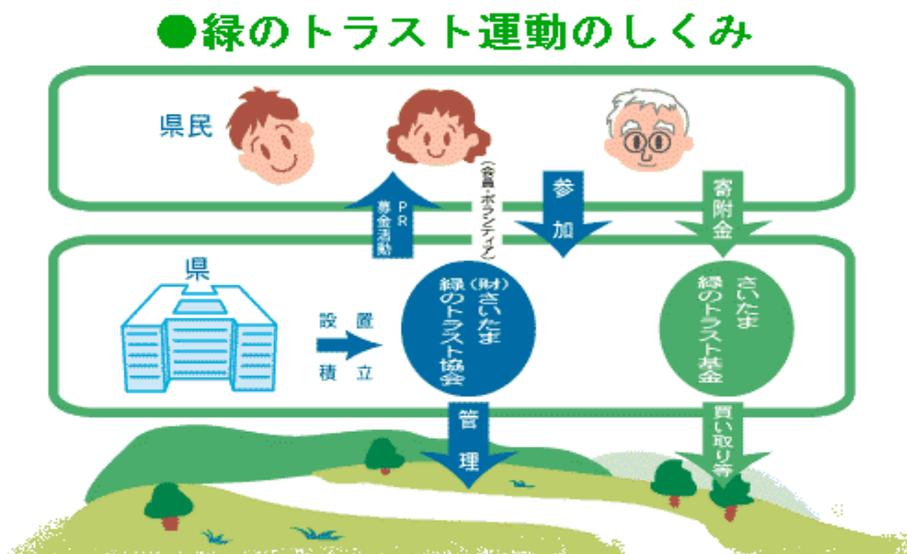
図表 22 彩の国みどりの基金概要



6.4.9 さいたま緑のトラスト運動

緑のトラスト運動は、県民の皆さんから広く寄附を募り、それを資金として土地や建物を取得したり、また寄贈や遺贈を受けたりして、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として末永く保全していこうという運動である。昭和 59 年（1984 年）に県民主体の運動の推進組織として「さいたま緑のトラスト協会」が発足し、翌 60 年（1985 年）には、運動の資金となる「さいたま緑のトラスト基金」が県に設置され、現在、この両者が一体となって運動をすすめている。トラスト保全地になることで、トラスト協会会員サポーターによる緑地の維持管理等の協力が受けられ、永続的に緑地の保全・整備が可能となる。緑のトラスト運動の概要（図表 23）及び現在までのトラスト保全地の一覧は次のとおりである。（図表 24）

図表 23 緑のトラスト運動の概要



図表 24 トラスト保全地一覧

保全地	名称	所在地	面積 (ha)	取得年度
第 1 号地	見沼田圃周辺斜面林	さいたま市緑区 南部領辻	1.1	平成 2・3 年度
第 2 号地	狭山丘陵・雑魚入樹林地	所沢市上山口	3.4	平成 6・7 年度
第 3 号地	武蔵嵐山溪谷周辺樹林地	嵐山町鎌形ほか	13.5	平成 9 年度
第 4 号地	飯能河原周辺河岸緑地	飯能市矢嵐（やおろし）ほか	2.3	平成 10・11 年度
第 5 号地	山崎山の雑木林	宮代町山崎	1.3	平成 13 年度
第 6 号地	加治丘陵・唐沢流域樹林地	入間市寺竹	11.2	平成 14・15 年度
第 7 号地	小川原家屋敷林	さいたま市岩槻区馬込	0.7	平成 12・13 年度 (寄贈)
第 8 号地	高尾宮岡の景観地	北本市高尾	3.6	平成 18 年度
第 9 号地	堀兼・上赤坂の森	狭山市堀兼	6.0	平成 19 年度
第 10 号地	浮野の里	加須市北篠崎・多門寺	5.4	平成 20 年度
第 11 号地	黒浜沼	蓮田市黒浜	6.6	平成 21 年度

7. 三芳町みどりの保全と活用の課題

7.1 地域別課題

三芳町の緑地の指定状況などみどりの現状を調査した結果、地域ごとの課題が明らかとなった。以下のような課題が挙げられる。

7.1.1 上富地域

上富地域（図表 26）では、三芳町の中でも歴史的景観地であるみどりが多く残り、そのみどりを次の世代に引き継ぐために、大きな問題となっているのが相続時の税負担である。農家は相続税の支払いのために雑木林を売却する。また農業を続けていくために、雑木林を他の事業用途に転用することも少なくない。高齢化や化学肥料等の使用により保全整備されなくなった雑木林は年々荒廃化している。このような緑をどのように保全していくかがこの地域の課題である。

図表 25 上富地域図



写真 1 上富の雑木林の様子



7.1.2 北永井地域

北永井地域(図表 26)は、みどりと工場(倉庫等)との並存をいかに図るかが課題である。この地域は、関越自動車道の完全開通に伴い流通業等が進出し、多くの緑が開発により消失した。この地域に残されたわずかな緑を保全することはもちろん、既に存在する倉庫などに緑化を進め修景をすること、またこれからの開発に対する緑化の義務付けの方法など、緑を創出する政策等が課題である。

図表 26 北永井地域図



写真 1 北永井幹線 3 号線の様子



7.1.3 藤久保・みよし台地域

藤久保・みよし台地域(図表 27)では、市街地の個性的な花や緑の創出が課題である。町内の市街地でもあり、この地区に人口が集中しているため、みどりが著しく減少した地区である。所々に残された畑は、年々住宅に景色を変えている。そこで役場の緑地公園周辺のみどりや唐沢小学校周辺の保存樹林等は保全し、地区内の沿道を中心に並木道やフラワーロード、生垣等の彩りある街並みづくりが課題である。

図表 27 藤久保・みよし台地域図

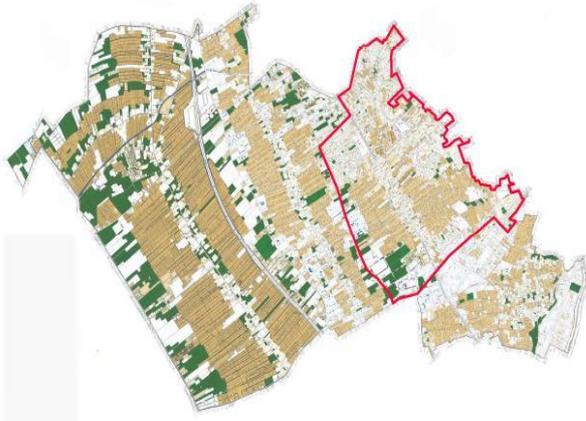


写真 3 藤久保市街地の様子



7.1.4 竹間沢地域

竹間沢地域（図表 28）には、埼玉県ふるさと緑の森にも指定されたこぶしの里に貴重な崖線林が昔から残されている。湧水も流れ、町内では数少ない水辺のある場所となっている。このこぶしの里の魅力をさらに引き出すため保全・整備をしていくことが主な課題である。

図表 28 竹間沢地域図



写真 4 竹間沢こぶしの里の様子



7.2 三芳町の課題

世界規模の緑の保全に関する取組として、日本政府はCOP10において、世界に「SATOYAMA イニシアティブ」を提唱した。これは、日本の「里地・里山」のように、農林水産業を中心にした人間の手が加わることによって、長きにわたり維持されてきた環境と、そこに存在する生物多様性を保全し、持続的に利用してゆくことを目指した考えである。また 20 世紀、農村から都市化に向かったこと、21 世紀は、都市から農村化(自然化)を復元するという考えがある。(進士五十八著『農の時代』)

そして、三芳町の緑は、上富地域の三富新田地割にみる文化的、歴史的景観である里地

里山が未だ多く存在する。農地と平地林が存在し、町民の癒しの空間として愛され、誇りを持てる町の財産がそこにある。ゆえに首都圏 30 キロ圏内で里山風景を感じられるみどりがある、三芳町のポテンシャルは大変高いと言える。町内外、特に都心部から求められているこのポテンシャルをさらに発揮し活力のあるまちづくりをすることが町の課題でもある。

8. 三芳町のみどりの将来像のビジョンへの提案

8.1 三芳町みどりのコンセプト

三芳町みどりのコンセプトとして「里地里山に出会えるまち」を提案する。三芳町は世界に誇る農業遺産である三富新田を今後も維持し、町内に残された里地里山を住民の協力で懐かしい風景にしていく。また、町内の公共用地に季節毎に植栽を実施する。さらに、市街地においても生垣等を奨励し、三芳町はどこに行ってもみどりが豊かで四季それぞれの風景があるまちにする。(図表 29)

図表 29 みどりのコンセプト



8.2 三芳町のみどり将来像

三芳町を土地の利用状況から4つの地域に分け、それぞれの地域の特性を活かした景観づくりを提案する。歴史的景観が残る上富地域は三芳の里山、工場や倉庫などと農地、雑木林が並存する北永井地域は三芳の里地、市街化が進んだ藤久保、みよし台地域は花や生垣で彩のある地域、町内では貴重な潤いのある竹間沢地域は三芳の里川として保全、整備する。この4つの地域を統合し、地域の特徴を活かしつつ一体感のある景観づくりを目指し、そのため、この4つの地域を結ぶ横軸として、特色のある並木道を整備する。一つは上富地区を横切る道路は現在も優れた景観となっているケヤキ並木を保全、維持していく。北永井地区には、豊かに香る金木犀の並木道を創っていく。川越街道は、昔のアカマツ並木を再現していく。竹間沢に続く旧鎌倉街道は、竹間沢のこぶしの花につながるようにモクレンの並木道を整備する。町民が誇りにできるふるさと三芳町のみどりを目指し、首都圏の住民にとっては近くで触れ合うことができる懐かしいみどりの風景のある三芳町にす

る。全体の将来像を次に示す。(図表 30)

図表 30 三芳町の緑の将来像



9. 三芳町みどりの政策とアクションプラン

9.1 特別緑地保全地区制度の活用

法制度を活用した政策として特別緑地保全地区の指定を提言する。この制度は、6.1.3 特別緑地保全地区制度でも前述したが、都市において自然的環境を形成している緑地を、都市計画に定め開発行為等の許可制により規制し、現状凍結的に保全していく制度である。10ha 未満の指定であれば町の決定で可能となる。指定を受けると、建物の新築、木の伐採、廃棄物の堆積など緑地の保全上支障があると思われる行為はできなくなる。逆にメリットとして、土地所有者に対し、山林、原野及び立木については8割評価減、固定資産税・都市計画税が最大2分の1まで評価減となる。さらに維持管理についても、管理協定により保全団体等の協力により負担の軽減がされる。

三芳町における候補地として、こぶしの里を提案する。現在、こぶしの里は約8,000㎡を借地として、土地所有者に借り受けている状況にある。崖線林と貴重な湧水のあるこぶしの里を地域の憩いの場として今後も保全し後世に残していくべき場所であると考えている。

この制度の重要なポイントとして、土地所有者が指定による制限で土地の利用に支障をきたす場合、所有者からの買い取り申出ができるとなっている。そのため、指定する段階

で、土地の取得費用を考えなくてはならない。その財源として、町の緑ぬくもり基金の活用、また国補助金として社会資本整備総合交付金の緑地保全事業の活用などが考えられる。特別緑地保全地区の都市計画決定の全体の流れは以下の図表 31 のとおりである。

写真5 こぶしの里内こどもの川の様子



写真6 こぶしの里崖線林の様子



図表 31 特別緑地保全地区の都市計画の策定経緯

内 容	備 考
①説明公聴会の開催、住民意見整理	計画の概要、計画決定の事務手続、都市緑地法の説明、特別緑地保全地区の主旨や行為の制限等についての説明、住民意見の反映、地権者との同意交渉、県との打合せ、関係機関等の協議、広報誌掲載等
②原案の作成	
③知事同意の事前協議・回答	
④案の公告及び縦覧	
⑤意見整理	
⑥都市計画審議会	
⑦知事同意の協議・回答	
⑧都市計画決定告示	

9.2 さいたま緑のトラスト地への申請

既存の制度を活用した政策として、さいたま緑のトラストへの申請を提案する。こちらの制度は、6.4.9 で前述したトラスト地に認定されることで、さいたま緑のトラスト協会と自治体で土地を取得し公有地化することで、緑地を永続的に保全・活用することが可能となる。しかし、トラスト協会に認定されるには、自治体からの申請が必要であり、優

れた自然環境、歴史的環境であること、開発動向などによる保全の必要性があること、現在の保全・利用状況など、様々な要件を満たしている緑地帯であることが必要となる。

これらの要件から三芳町のトラスト候補地として、一つ目は、上富地域に代表される多福寺周辺の社寺林、二つ目は、上富地域の平地林にあたる雑木林が挙げられる。多福寺周辺の社寺林は、現在、埼玉県自然環境保全地域にも指定され貴重な社寺林が保全されている。また上富地域の西側、所沢市との境界には現在、埼玉県ふるさと緑の景観地にも指定されている貴重な三富新田開拓地割の一部をなす平地林が残されている。この二つの緑地帯をトラスト地として保全していく事は、後世にこの地域の歴史を伝えていくためにも重要な意味があると考ええる。

しかし、トラスト地へ申請と同時に考慮しなければならないことは、土地の取得にあたる地権者との協議と土地取得費用の負担である。前者は当然のことながら土地所有者との協議を密に重ね、また地域住民への説明等を必要となる。後者であるが、トラスト地の取得費用の負担割合は、さいたま緑のトラスト協会が全体の3分の2、自治体が3分の1となっている。この土地取得費用を考慮しなければならない。

トラスト地の認定に向けては、今後さらなる緑地の保全・整備、ボランティア等の団体の育成など町を挙げてこの緑地を保全していく体制の整備が必要と考える。

写真7 多福寺周辺社寺林の様子



9.3 みどりの『わ』プロジェクト

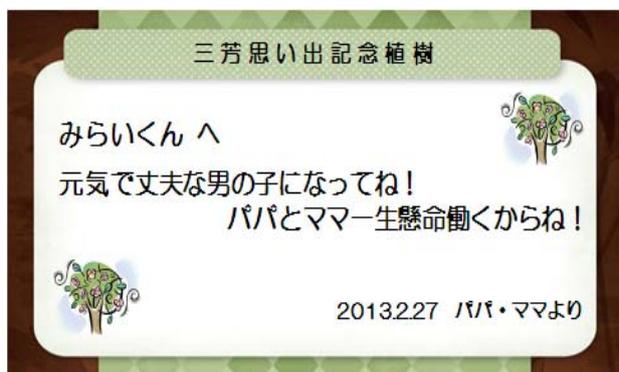
次に、町・町民が一丸「わ（輪）」になってみどりを創出していこうといった町民参加型の政策を提言する。この政策は、町民の皆様にもっとみどりを見て、感じて、体験して、緑に関心を持っていただくことを目的としている。三芳町は、首都圏でもみどりが多いこと、また上富地域に代表される歴史あるみどりがまだ多く残っていること、それらの貴重なみどりが三芳の誇りであり、強みであることを町民の皆さんに認識してもらうことを目指している。以下の3つの事業から構成される。

9.3.1 思い出記念植樹

町民の申請により出生・成人のお祝い時に、自宅や町内の公園、町が指定した並木道に記念植樹をすることができる。苗木は町からプレゼントする。苗木は庭木の他に、みどりの将来像で並木道の軸となるケヤキ、キンモクセイ、モクレン等を提供。任意で名前・メッセージ入りのプレート（図表 32）を設置でき、庭先や町の並木道、公園に植樹することでみどりに愛着を持ちながら同時にみどりの創出をする。子供の成長と共に苗木も成長していく、そんな楽しみで、緑に対して興味をもっていただくことが可能となる。（並木道の軸は図 30 緑の将来像参照）

図表 32 記念植樹プレート

写真 8 花植え運動の様子



9.3.2 香り豊かな花いっぱい運動

花植え活動を通して、花と緑の香り豊かなまちづくりにすることを目的とした運動である。花の育成管理に意欲のある団体（3名以上）と町が協定を締結し、公有地（公園、沿道、残地）、休耕地等に植栽をしていただき緑化の推進を図る。花の種、球根、プランター・シャベル等の資材は町が提供し、植え付け、その後の育成管理を地域の住民・団体で行っていく。将来的には自治会等の地区ごとに花の管理をしていただき町域全体を花でいっぱいのまちづくり運動となることを期待する。

9.3.3 みよしみどりの『わ』フェスタ

みどりの重要性を町民と共有し普及するための体験型の啓発イベントを開催する。町民とともにみどりと触れ合いながら、みどりの大切さを再認識してもらうことを目的としている。次のような内容でイベントを実施する。有識者等を招いてのみどりの講演、町内で活躍する団体のパネル展示、体験コーナーでは、植樹体験・きこり体験・フラワーアレンジメント体験、個人のお庭をコンテストするオープンガーデンコンテストなどを企画する。その他にも、地元野菜や生花や苗木の販売、町の緑地保全のための募金活動など盛りだくさんの内容となる。どのような形であれ一人でも多くの方に参加していただけるような面白いイベントを開催し、町の緑について考えてもらう機会をつくる。またこのイベントを

通じて地域のコミュニティの拡充に繋がることを期待する。みどりの「わ」フェスタの概要は次のとおりである（図表 33）

図表 33 みよしみどりの『わ』フェスタ内容

イベント内容	
緑についての講演	緑の相談コーナー
パネル展示（緑地保全活動）	緑のポスターコンクール作品展示
植樹体験、きこり体験、竹馬体験	オープンガーデンコンテスト
フラワーアレンジメント教室	クイズ大会
ボランティア募集、募金活動	模擬店
植木及び花苗、生花の販売	地元野菜の販売

9.4 みんなで・まもる・みどりプロジェクト（3M）

企業のネーミングライツ（命名権）を活用した緑地保全制度を提言する。この政策は企業、ボランティア、地域住民、緑地所有者、行政が一つになって地域ぐるみで緑を保全していく事が目的である。

9.4.1 制度の概要

- ① 町が仲介役となり、企業が緑地所有者から無償で土地を借り受ける（緑地所有者は管理を町・企業へ委任）
- ② 実際に企業自ら森づくり活動を行う又は町を通してボランティア、市民団体等へ必要な経費や資機材を寄付・提供する。
- ③ 町とボランティア団体は、企業の活動支援金を元に緑地の保全整備や普及啓発活動を行う。
- ④ 地域住民や企業関係者はこの緑地の保全活動を通じて緑への親しみ・地域との交流を図ることができる。

9.4.2 土地所有者等のメリット

（1）土地所有者

ボランティア団体等の協力により土地所有者は維持管理費用が軽減される。また町の制度を改正することで固定資産税等の減免も考えられる。

（2）企業のメリット

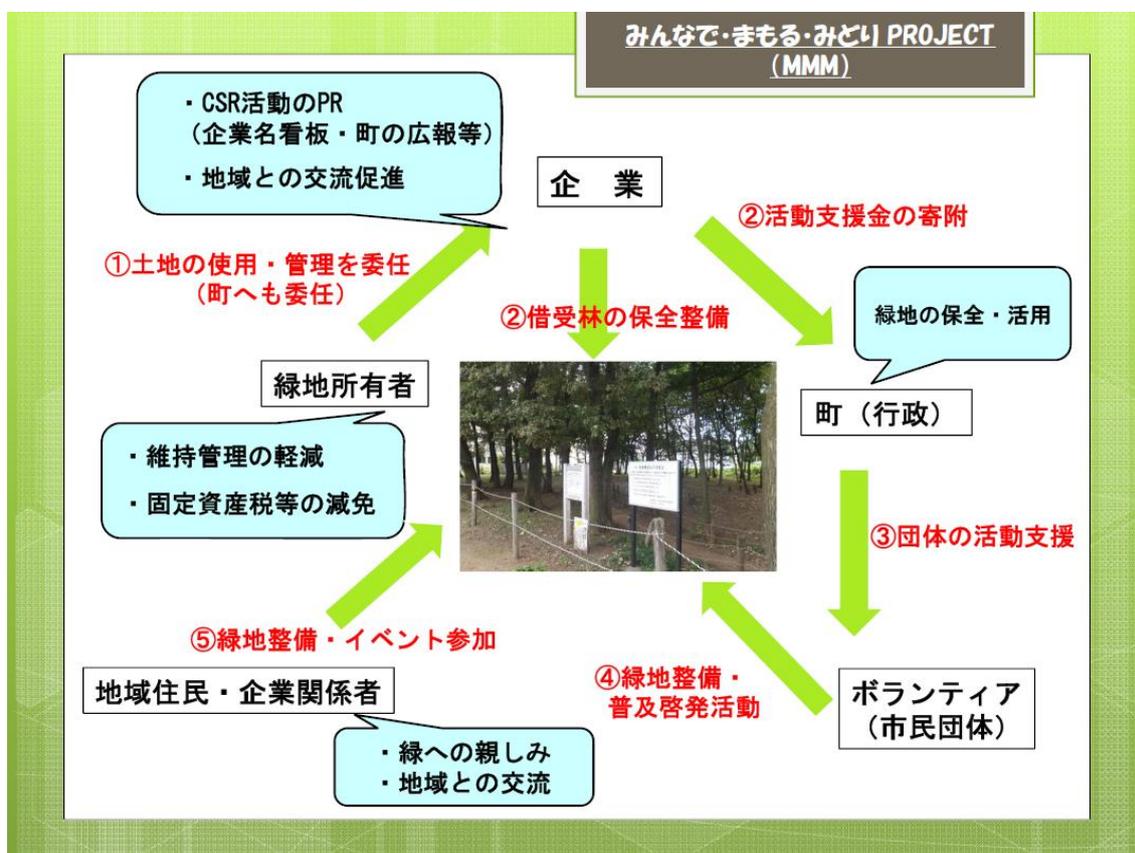
緑地に企業名の看板を設置、森に企業の名前（ネーミングライツ：命名権）を付けることで社会貢献活動（CSR：社会的責任）のPRや地域との交流の場、また社員研修の場として利用することができる。

(3) 町・ボランティア団体等のメリット

民有地であるが貴重なみどりを地域の力で維持・保全することで地域の環境保全にも資することが可能となる。

土地所有者の理解、企業または緑地保全団体をはじめとする地域団体の協力無くしては成り立たない制度であるが、町のみどりを地域全員で守っていける政策であると考える。協力企業は1社単独ではなく、複数社での協力を想定し、協定期間も1年から5年と柔軟に設定し、企業の参画しやすい基盤作りも目指す。みんなで・まもる・みどりプロジェクトの概要は次のとおりである。(図表 34)

図表 34 みんなで・まもる・みどりプロジェクト概要



9.5 倉庫、資材置場等の緑化・修景義務化

町内には数多くの工場、倉庫、資材置場等が建築されている。このような開発行為により減少していくみどりを少しでも抑制するため企業等に対する緑化・修景義務制度を提案する。また既に建築されている建物についても緑化による修景を勧めるものとする。

9.5.1 緑化計画書の届出

500 m²以上の敷地において建物の新築、増築、改築等の建築行為を行う場合、緑化計画届書の提出を義務付ける。予め定められた緑化基準に従い、緑化計画書を作成し当該建築行為に関する町の認定を受ける。届出の提出時期は、開発許可申請または建築確認申請の段階で提出するものとする。

9.5.2 緑化基準

・地上部の緑化

縁石等で区画された土地に対する樹木、芝、その他の地被植物による緑化。敷地面積の一定比率以上を緑化することを規定する。

・建築物上の緑化

建築物の屋上や壁面に対する樹木やコケ類、ツル植物による緑化。屋上面積の一定比率以上を緑化することを規定する。

・接道部に対する緑化

敷地のうち特に道路（公道、私道の別を問わず通常、一般の通行の用に供される道等）に接する部分に対する樹木による緑化を推奨する。接道の総延長の一定比率以上を緑化することを規定する。緑化のイメージは次のとおりである。（図表 35）

図表 35 緑化のイメージ



9.5.3 緑化完了報告書の届出

工事完了後には、緑化完了報告書を町へ提出する。町は緑化報告書の届出を受け、計画書どおり緑化基準が満たされているか現地確認し、基準が満たされていない場合は是正措置等の勧告を行う。また罰則を適用することも考慮する。

9.5.4 既存条例への追加

町では現在、緑の保全・活用に関する条例として「三芳町みどりの保護育成及び活用に関する条例」が制定されている。この条例はみどりの保護、育成及び緑陰の活用を図り、もって町民の快適な生活環境を確保することを目的としている。この条例及び施行規則に以下のような規定を追加する。(図表 36 参照)

(緑化計画書の届出等)

500 平方メートル以上の敷地において建築物の新築、改築、増築その他の規則で定める行為を行おうとする者は、予め規則で定める基準に従い、緑化計画書を作成し、町長に届け出なければならない。

(緑化計画書の届出を必要とする行為)

- (1) 建築物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、工作物を新築し、改築し又は増築すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、屋外運動競技施設、屋外娯楽施設、駐車場、資材置場、作業場、又は墓地を建設すること。
- (4) 前号に掲げるもののうち道路、公園、河川に係るものを除く。

図表 36 緑化面積に関する基準案

①地上部の緑化案

種 類	敷地面積	緑化率
倉庫・事業所・資材置場	500 m ² ～1,000 未満	敷地面積の 15%以上
その他建築物 (住居系)	500 m ² ～1,000 未満	敷地面積の 10%以上

②道路に接する部分に緑を確保する「接道緑化案」

敷地面積	500 m ² ～1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満
倉庫、事業所	0.4	0.5

住宅、宿泊施設等	0.3	0.4
庁舎、学校等	0.6	0.7

* 接道部の総延長に上記の数字を乗じた長さ以上の樹木を緑化することとする。

③建築物の屋上や壁面、ベランダ等を緑化する「建築物等緑化案」

敷地面積	500 m ² ～1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満
倉庫・事業所・資材置場	屋上面積×0.25 以上	屋上面積×0.3 以上
その他建築物 (住居系)	屋上面積×0.1 以上	屋上面積×0.2 以上

* 上記の基準値以上の緑化面積とする。壁面、ベランダ等の緑化面積も上記基準に組込むものとする。

9.5.5 緑化・修景義務の必要性

町内の上富地域では、資材置場、駐車場、流通施設の立地が多くみられる。管理施設を伴わない資材置場・駐車場は、都市計画法において区画形質の変更に当たらないため、開発許可の対象外となる。また流通施設のうち、農業用倉庫・特別貨物積合わせ（宅急便ターミナル等）は、開発許可不要となっているため、市街化調整区域である上富地域であっても町内どこにでも立地可能となる。また工場には工場立地法により緑地の確保が義務付けられているが、三芳町に多く建築されている倉庫等に対しては緑化規制がない。こうした背景から企業を中心とする開発行為に対し、樹木による緑化、また既存の建築物等には緑と調和とれた街並みとなるよう修景を勧めることが必要であると考え。そのため町独自の条例を定め、独自の規制方法でみどりを創出していかなければならない。

9.6 みよしっ子学習プロジェクト

三芳町はみどり豊かなまちであるが、その特色が児童生徒の環境教育や故里のみどりへの愛着へ結びついているとはいえない。そこで三芳町の特色を活かした環境教育等を提言する。既出の環境省関連法令「環境保全活動・環境教育推進法」「エコツーリズム推進法」の基本理念をふまえ、町の自然環境や生活文化の見直し、持続可能な地域づくりに対する意識・地域への誇りの高揚等を、環境保全活動や環境教育を実施し、次世代へ継承することを目的として実施する。

現在、学校菜園は、学校の敷地内や土地を借用して設置されている。学校林は唐沢小学校のみ設置されている状況である。唐沢小学校では、地域のボランティアやPTA、保護者などの協力を得て維持管理等が行われている。

9.6.1 制度概要

学校林及び学校菜園を設置し、町に伝わる循環型農業を体験する。写真のように現在、町内の唐沢小学校では学校周辺において学校林を管理している。緑地から学ぶべきことは沢山あり、緑地の維持管理を体験することで、様々な自然環境学習ができる。土地所有者との協議により、緑地または更地を借りて一から森づくりをしても良し、PTAなどの学校関係者、ボランティア団体の協力の上、緑地の維持管理を年間通して体験する。保全活動で生じる産物を利用した商業体験（落ち葉堆肥・薪・炭作り、野菜販売等）なども併せて体験する。

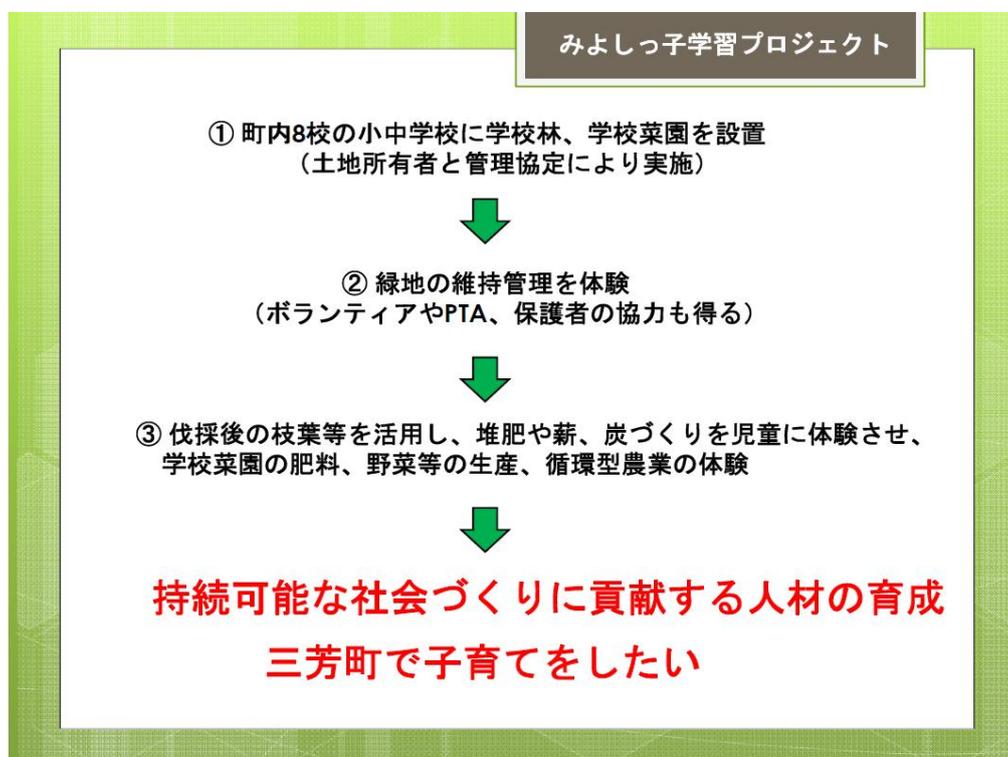
写真9 唐沢小学校 落葉掃き体験の様子



9.6.2 期待される効果

- ・環境保全活動や農業体験に学校・地域・家庭等多くの人が携わることにより、学校活動支援組織の拡充を図る。
 - ・町独自の環境教育プログラム策定による、児童への環境・郷土に対する理解が向上し持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成にも繋がる。
 - ・持続可能な町づくりや特徴ある環境教育を、住みよい町の魅力として位置付け、町内外にPRする。
 - ・現在単独で設置されていることの多い、学校菜園や雑木林等の緑地をリンクさせ、持続可能な町の自然環境として位置付ける。また、これらを環境学習のための学習教材と定めることで、緑地や農地を学校の資産として永続的に保存する。
 - ・三芳町で子育てをしたいと希望する保護者を呼び込む。（人口増加にも繋がる）
- みよしっ子学習プロジェクトの概要は次のとおりである。（図表 36）

図表 36 みよしっ子学習プロジェクトの概要



9.7 緑化推進会議の設置

みどりの政策推進をより有効的に行なうため、多様性を持たせみどりの町づくりに対する意見集約を行い、協議するために設置する。

9.7.1 協議会名称

三芳ぬくもりのまちづくり協議会

9.7.2 協議会の構成

協議会構成員として、各分野の代表として以下の構成メンバーが想定される。

- ・住民・・・・・・・・町内各行政区、住宅自治会、有志個人
- ・企業・・・・・・・・緑化協力企業、商工会等
- ・行政・・・・・・・・緑化関係担当課、有志職員
- ・有識者・・・・・・・・学識経験者、緑化・環境関連
- ・学校等教育機関・・・・児童保護者、PTA、教職員
- ・町内活動団体・個人・・・環境活動団体、その他地域で活動する団体

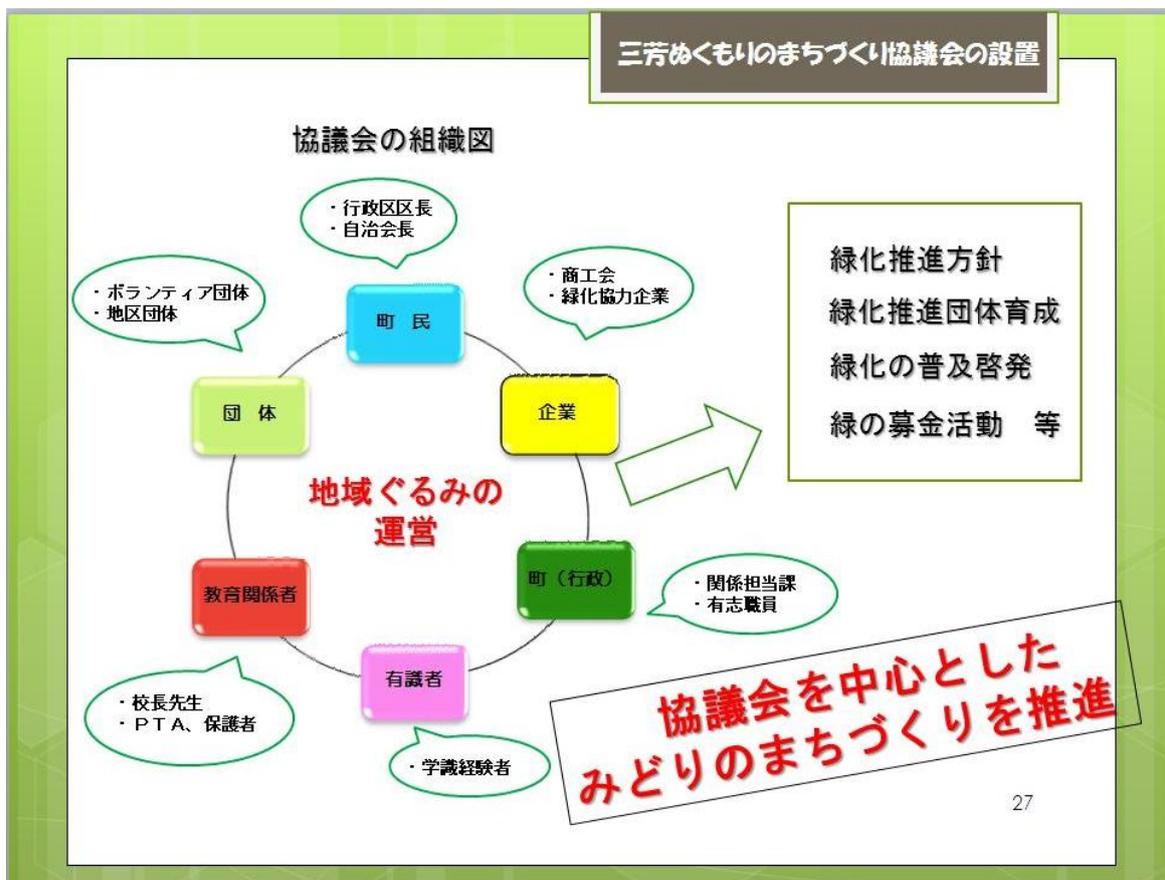
9.7.3 期待される効果

- ・町の地域性を損なわぬよう、協議内容を町の実情に合わせ、みどりの施策に対しア

ドバイスやコーディネートができる。

- ・緑地、農地、緑化、保全、自然環境、文化財、住環境、防災等、様々な側面を持つ多様な町のみどりに対する施策に、協議会による多方面から集約した意見を反映させ、町のみどりを、単に緑化や保全の目的のみに終わらないようにする。町のみどりを町づくりのツールとして活用するための多様な協議ができる。緑化推進協議会の概要は次のとおりである（図表 37）

図表 37 緑化推進協議会の概要



9.8 町の緑めぐもり基金の充実

9.8.1 三芳町緑めぐもり基金とは

三芳町緑めぐもり基金とは、三芳町における緑の保全及び未来を拓きめぐもりのあるまちづくりを推進するため設置された基金である。主な財源は、町民・企業等団体のからの寄附の他、町の一般会計予算からの繰入金によるものである。基金の用途は、主に緑の保全、育成、活用等緑化の推進に関する事業等に活用し、近年では町内の公園用地の取得費用に活用されている。

9.8.2 基金の必要性

緑地を保全のための土地の取得費用、緑化普及イベントの開催に係る費用、緑地保全団体等への管理資材等の提供などみどりを守るためには、多額の費用が必要である。しかし、現在の自治体の財政状況を考慮すると、他の行政サービスが優先され、緑の施策に対する予算は後回しとなっている現状もある。そこで毎年少額でも緑の事業に費やす資金を確保するという意味では、緑ぬくもり基金の必要性は大きいと言える。

9.8.3 基金の活用方法

緑ぬくもり基金の存在を理解しているのは町職員でも少ないのが現状である。この基金を広く町民へ周知し基金の確保に繋げることで、町の緑の保全・活用が少しでも推進されることと考えまる。そこで以下のような基金の周知、確保の方策を示し、緑ぬくもり基金の充実を図る政策を提言する。

(1) 募金による基金確保

町内の公共施設、商業施設等の不特定多数の町民が集まる場所に、緑ぬくもり基金の募金箱を設置し基金の確保を行う。

(2) 募金協賛商品の販売収益による寄附

食品製造企業をはじめとする町内企業に協力いただき、募金協賛商品を作製する。その商品を町民が購入することで売上金の一部が緑ぬくもり基金に寄附されるといった商品を町と企業で企画し三芳町限定で販売する。

(3) 町広報等のPR

町は、町の広報紙、ホームページ等で募金にご協力いただいた団体や募金協賛商品への協力企業のPRを行う。

9.8.4 基金の充実による効果

この政策により基金の確保のはもちろんであるが一番の目的は、募金箱等で基金を広報することで、町の緑を守ろう、後世に残そうといった緑に対する町民意識の変化に繋がることを狙いとしている。地道な活動ではあるが継続していく事で基金は増え、町民全員が町の緑に関心を持ち、町民の意思で保全された緑が末永く残っていくことと考える。緑ぬくもり基金の概要は次のとおりである。(図表 38)

図表 38 緑ぬくもり基金の充実 概要



10. 研究活動を終えて

地球温暖化問題や生物多様性へ関心が高まっている時に、今回のテーマである「三芳町のみどりの保全と活用」は時宜を得たものである。研究会が始まってはじめてに問題となったことは耳さわりの良い、単純な言葉であるひらかなで書かれた「みどり」は何かということであった。9名の研究員もそれぞれ思い描くものが雑木林、畑、公園や草原などと違っていった。私たちの研究ではまず、みどりとは何かの議論からスタートした。そこから三芳町のみどりは多いのか少ないのか、また、三芳町にとってみどりの価値の重要度はいかにほどなのか等々、議論を広げていった。今回、テーマを検討するに当たり、三芳町はどんな町で将来どのような町にしたいかについても改めて考えた。首都圏から三芳町と同じ距離にある自治体を見てみると色々気がつくことが多く、私たちの町を外から眺めた視点で、どんな魅力があり、将来に何を残すべきなのかを議論した。一つの結論は、三芳町が、誇ることができる一番の資産、資源は豊かなみどりであるということだった。地域に300年間続けられている循環型農業があり、雑木林が町内に残っている貴重な里山、里地の風景に気付かされた。今回多方面に亘る政策提言をしたが、それを実現するためには

1. 三芳町のみどりは農業と一体であること、特に営々と続けられた歴史的・文化的循環型農業が基盤になっていることを忘れてはいけない。

2. みどりは地域で守らないと維持できない。三芳町のみどりの希少性、重要性を地域に住む住民がまず認識し、親しみ、住環境の一つとして自ら守る気持ちを持ち、実行することが重要である。
3. 里地、里山、彩のあるみどり、里川や特色のある並木道が地域の住民や企業によって保全、整備されると三芳町全体が都市のインフラとなり、首都圏の人々にとって懐かしい、癒しの場所になると確信している。

わたしたち研究員9名は、今後も一住民としてみどりの保全に関わっていきたいと考えている。

最後に研究の機会を与えていただいた町長、政策立案の基礎をご講義いただいた松元一明政策アドバイザー、忙しい中にも職員研究員を送り出していただいた上司や同僚の皆様、そして本研究に多大なるご尽力をいただいた進士五十八アドバイザーに心から感謝申し上げます。

【参考文献、ホームページ】

三芳町（1986）「三芳町史」

三芳町（1985）「三芳町教育史」

三芳町歴史民俗資料館（2002）「三芳の歴史」みよしほたる文庫

三芳町歴史民俗資料館 犬井正著（1995）「人と緑の文化誌」みよしほたる文庫

三芳町（2010）「統計みよし」

三芳町都市計画基礎調査（2012年）

三芳町農業振興地域図（2000年）

三芳町緑の基本計画（2005年）

三芳町第4次総合振興計画（2006）

三芳町都市計画マスタープラン（2001）

国土交通省 都市局公園緑地・景観課ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ryokuchi/index.html>)

農林水産省ホームページ

(http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/t_sinko/)

(http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/index.html)

環境省ホームページ

(<http://www.env.go.jp/nature/index.html>)

(http://www.env.go.jp/policy/suishin_ho/)

埼玉県「埼玉県広域緑地計画」（2012）

埼玉縣市町村課 平成23年市町村勢概要 市町村別地目別土地面積

埼玉県みどり再生課ホームページ

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/midoriwomamorisodaterujyourei.html>)

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会ホームページ

(<http://saitama-greenerytrust.com/guest/hozenchi/hozenchi.html>)

E L 30 ホームページ

(http://www.el30.net/archives/2007_08_22_222048.html)

独立行政法人農業環境技術研究所 歴史的農業環境閲覧システム

(<http://habs.dc.affrc.go.jp/index.html>)

財団法人地方自治研究機構報告書「スマートインターチェンジを活用した地域活性化に関する調査研究」（2009）

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

*ホームページのアクセス日は全て2013年3月24日とする。